

豊かな暮らしの実現について

国土づくりの目標について

- これまでの議論を踏まえると、ポストコロナ時代に目指すのは、「『真の豊かさ』を実感できる国土」
- 「真の豊かさ」は個々人の価値観に基づき多様で、一様には示せない
⇒ しかし、それを追い求めるために、以下のような共通の土台は必要

① 安全・安心

- 災害への対応や医療体制が充実していること
- 国土の全域において、将来にわたり地域における暮らしが維持できること
(インフラ等の生活基盤の維持、水・食料等の確保、農山漁村地域の集落機能の維持・発揮、地球環境問題への対応、国土の適正管理 等)

② 自由・多様

- 価値観が多様化するなか、多様な選択肢の中から、働き方・暮らし方・生き方を自由に選択できること

③ 快適・喜び

- 暮らしにおける利便性が高いこと(都市的機能等)
- 経済が成長し「稼ぐ力」があること(物的豊かさ)
- 自然・歴史・伝統・文化等に富むとともに、環境が快適であること
- 閉塞感を乗り越え、生きがいや働きがいなど、自らが価値を感じるものを追い求めることができること(心的豊かさ)

④ 対流・共生

- 人・モノ・情報が様々な形で交流すること(コロナ禍においてリアルな交流の重要性も再認識されたところ)
- 外国人も含め、多様な人と交流し共に生きる社会環境が整っていること

豊かな暮らしの実現について(1)

現状と課題

<②自由・多様、③快適・喜び 関連>

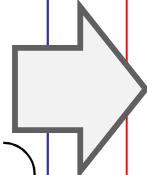
- 価値観やライフスタイルの多様化
 - ・「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ
 - ・単身世帯の増加、夫婦と子からなる世帯の減少
 - ・人生100年時代、健康寿命の延伸
 - ・共働き世帯の増加、子育てしながら働くことを希望

○働き方、休み方、暮らし方の変化

- ・多様な働き方・暮らし方が広がってきている
 - ・テレワーク:コロナ禍で実施率が上昇
(全国10%→20%、東京23区:18%→43%)
 - ・副業:コロナ禍で、就業者の6割が副業を実施又は
関心あり
 - ・二地域居住等:望まれる地方暮らしのスタイルとし
て、二地域居住の希望が多い

○我が国に立ちこめる閉塞感

- ・日本の若者の多くは自国の将来に悲観的
- ・女性に多い「男女の役割分担意識」への不満
- ・相対的貧困率は欧州諸国に比べ高い
- ・一人親世帯では貧困率が高い傾向
- ・仕事のやりがいは低下傾向、疲弊感
- ・意欲的に取り組む人の割合も国際的に見て低い



取組の方向性

○ライフスタイルに応じた選択肢の拡大

- ・高齢者や子育て世帯も活動しやすい環境の整備や居住の選択肢の提供、柔軟な対応を可能とする社会制度等の整備
- ・コミュニティ等による単身世帯等の包摂

○ゆとりや豊かさを実感できる働き方、休み方、暮らし方の実現

- ・多様な働き方、休み方、暮らし方を実現可能にする環境の整備
 - ・テレワーク・副業等を可能にする雇用慣行の見直し
 - ・利便性の高い交通ネットワークの構築
 - ・二地域居住等に対応した社会制度の実現

○閉塞感を解消し希望が持てる国土づくり

- ・男女の役割分担に対する因習的な価値観の払拭
- ・ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい雇用)の実現
- ・失敗しても再チャレンジ可能な社会づくり

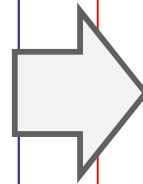
豊かな暮らしの実現について（2）

現状と課題

<④対流・共生 関連>

○多様な人々との共生

- ・ 在留外国人は増加傾向で推移（プレコロナ）
- ・ 外国にゆかりのある人口も増加する見込み
- ・ 高齢者、障害者など社会参画は一定程度進展



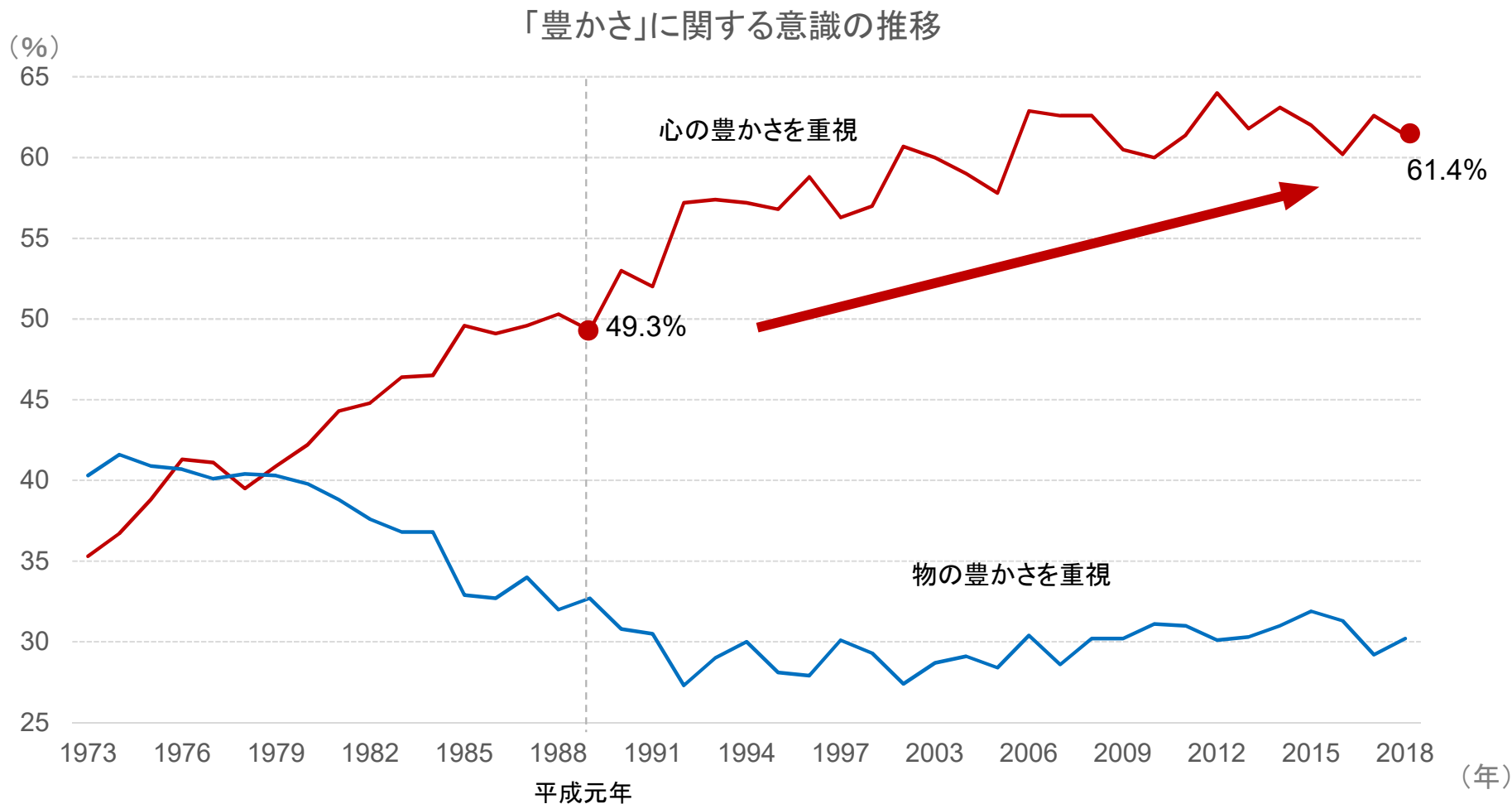
取組の方向性

○多様な人々との共生に向けた取組の一層の推進

- ・ ノーマライゼーションのより一層の社会への実装（バリアフリーやユニバーサルデザイン等）
- ・ 多様な価値観の存在を認め、尊重し合う共生意識の醸成
- ・ 多言語表記や「やさしい日本語」など、外国に由来する住民も地域に参画しやすい環境の整備

価値観やライフスタイルの多様化

- 1970年代後半に、「物の豊かさ」と「心の豊かさ」は均衡。
- 以後、一貫して「心の豊かさ」を重視した生き方を望む人が多い状況。

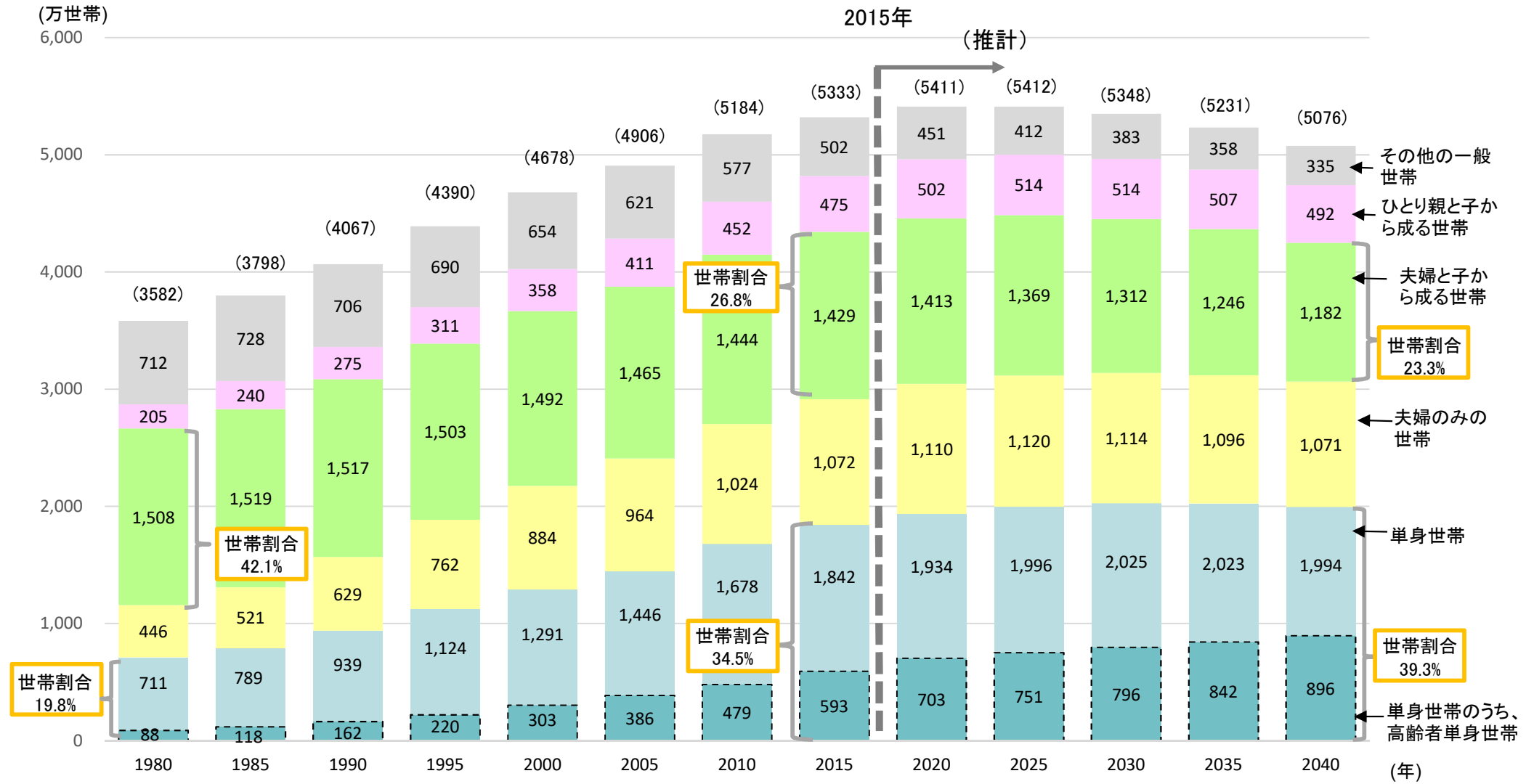


(注)物の豊かさ→「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」

心の豊かさ→「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」

世帯構成の多様化 ～「単身世帯」の割合が増加～

○ 2040年には、かつて家族類型の主流であった「夫婦と子」からなる世帯の割合は23.3%まで低下。他方、単身世帯の割合が39.3%まで拡大。



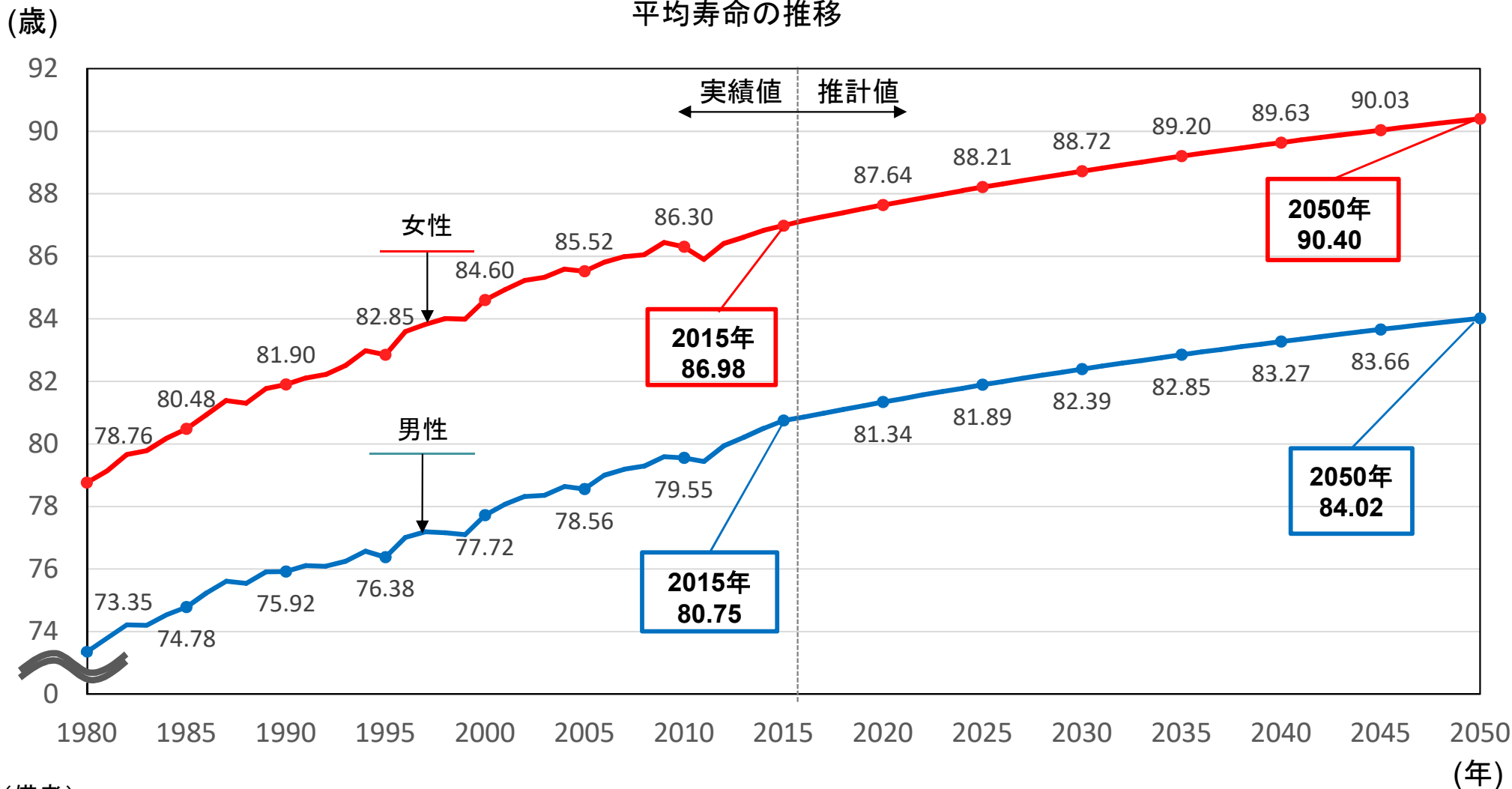
(出典) 1980年～2015年は総務省「国勢調査」、2020年～2040年は国立社会保障・人口問題研究所「『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2018(平成30)年推計)」を基に作成

(注) 1. 平成22年国勢調査(2010年)より、家族類型ごとの集計方法が一部変更されており、1980年～2005年は旧分類、2010年～2015年は新分類に基づく集計値

2. グラフ中の()内の数字は、各年の総世帯数、「世帯割合」は、各年の総世帯数に占める当該世帯数の割合を示す。なお、2010年及び2015年の総世帯数は、世帯類型不詳を含む

○ 平均寿命は、2050年までに3歳程度延伸する見込みで、男性84.02歳、女性90.40歳となる見込み。

平均寿命の推移



(備考)

1. 2014年までは厚生労働省「完全生命表」及び「簡易生命表」、2015年は国立社会保障・人口問題研究所「日本版死亡データベース」、2016年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果により作成

健康寿命の延伸目標について

2040年までの目標

- 2016年を起点として、2040年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、**75歳以上**とすることを目指す。

※2040年の具体的な目標は、以下のとおり。

男性：75.14歳以上

女性：77.79歳以上

参考

- 「健康寿命のあり方に関する有識者研究会」において、2001年から2016年までの健康寿命の推移を元に将来推計（参考）を実施。同研究会で議論いただき、上記目標を設定。

（参考）有識者による将来推計

- 2001年から2016年までの健康寿命の推移を踏まえ、「日常生活に制限がある」と回答した人の割合が一定程度減少すると仮定し、2040年までの推計を行ったところ、
男性：74.37年（72.14年（2016年）より +2.23年）
女性：77.14年（74.79年（2016年）より +2.35年） となった。

（参考データ）健康寿命の実績値と推計値の推移

| | 実績値 | | | | | | | 推計値 | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|-------|-------|
| | 2001年 | 2004年 | 2007年 | 2010年 | 2013年 | 2016年 | | 2025年 | 2040年 |
| 男性 | 69.40 | 69.47 | 70.33 | 70.42 | 71.19 | 72.14 | ➔ | 72.89 | 74.37 |
| 女性 | 72.65 | 72.69 | 73.36 | 73.62 | 74.21 | 74.79 | | 75.72 | 77.14 |

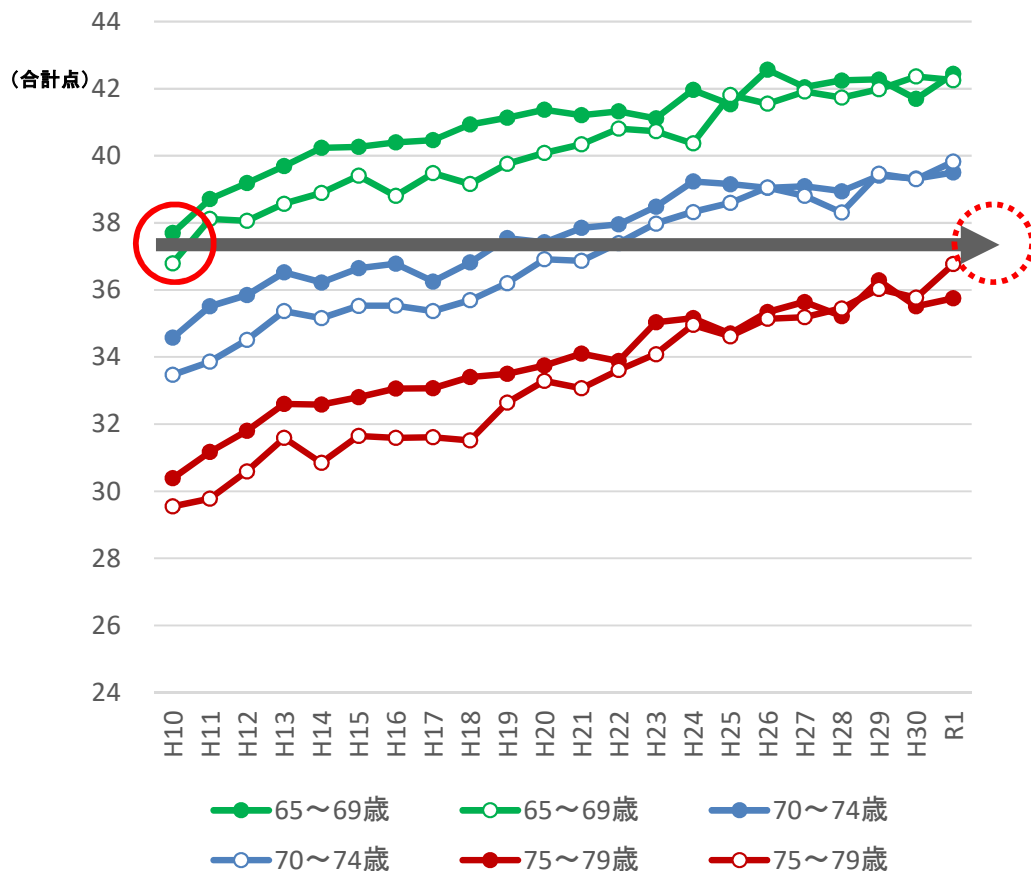
2001年～2016年の15年間で、
 男性： +2.74年
 女性： +2.14年

2016年～2040年の24年間で、
 男性： +2.23年
 女性： +2.35年

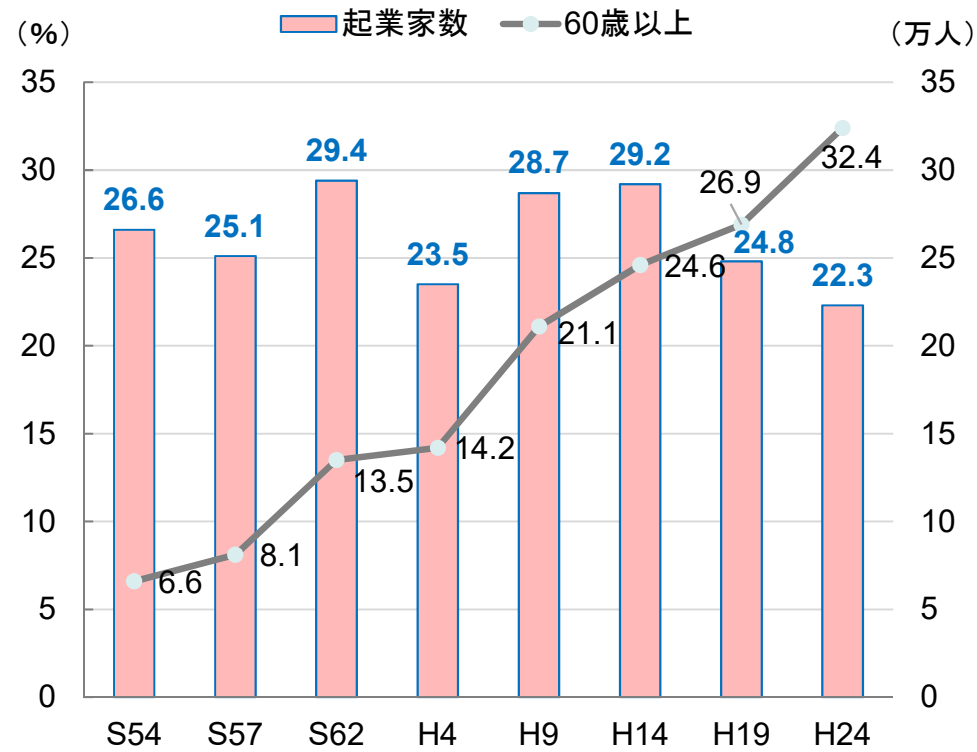
高齢者の社会参画の可能性

- 全国的に高齢化が進む一方、高齢者の体力は、年々向上しており、今後数年のうちに75～79歳の体力が平成10年の65～69歳の体力に追いつく可能性。
- 起業家の年齢別構成を見ると、3人に1人が60歳以上を占めており、豊富な社会経験の蓄積に基づき、退職後も何らかの形で働き続けたいという意欲のあるシニア層が増加。

【新体力テスト合計点の年次推移】



【起業家数及び年齢別構成の推移】



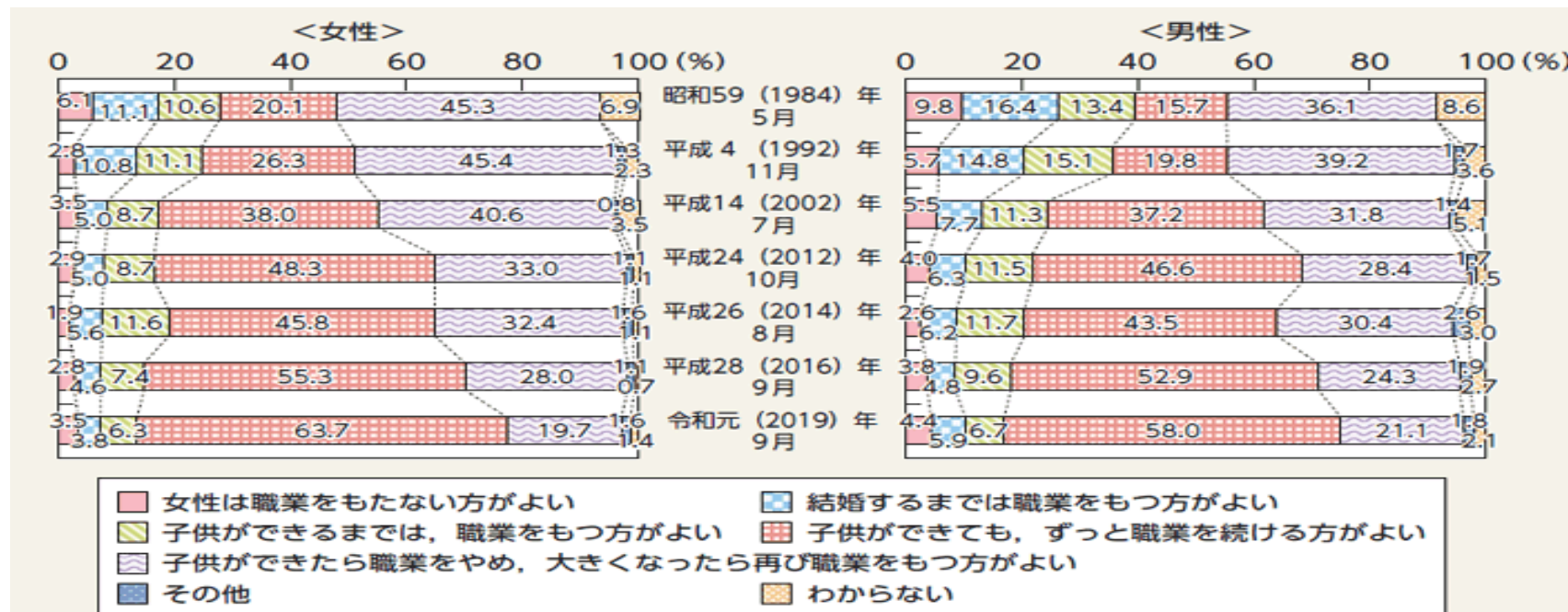
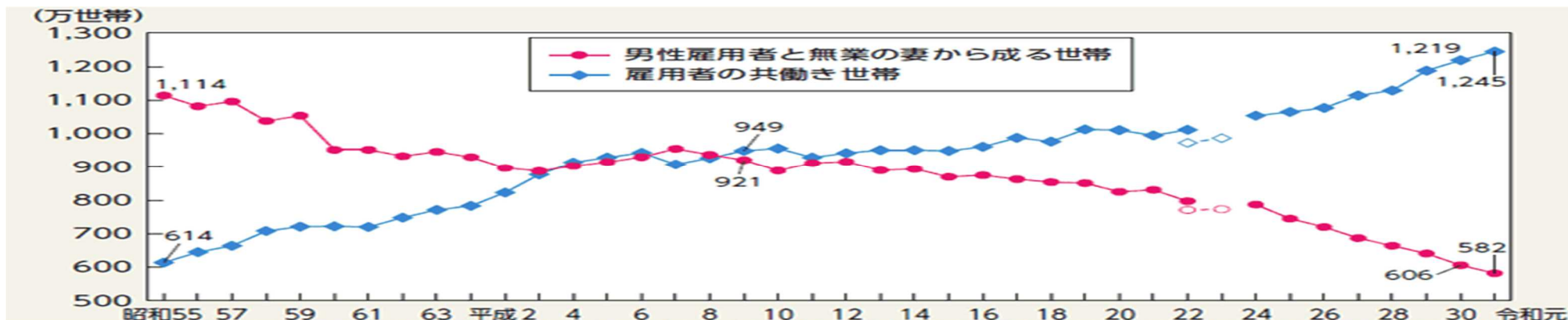
※「起業家」とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は自営業種(内職者を除く)となっている者をいう。

(出典)スポーツ庁「令和元年度体力・運動能力調査結果」より国土政策局作成

(出典)中小企業庁「中小企業白書2014」、総務省「就業構造基本調査」より国土政策局作成

共働き世帯の増加

- 夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9(1997)年以降は「共働き世帯数」が「男性雇用者と無業の妻から成る世帯数」を上回っており、特に平成24(2012)年頃からその差は急速に拡大している。
- 「女性は子供ができて職業を続ける方が良い」と考える人の割合は女性(63.7%)、男性(58.0%)であり、ライフステージが変わっても、仕事を続けられるような社会を形成していく必要がある。

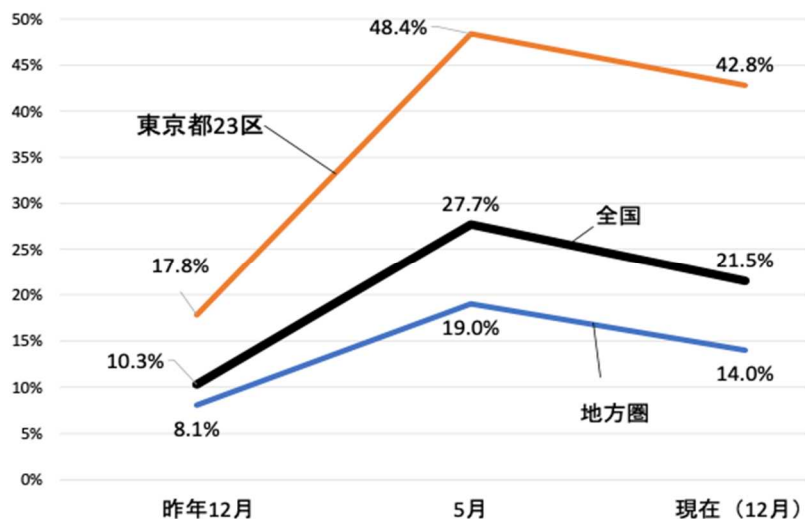


働き方、休み方、暮らし方の変化

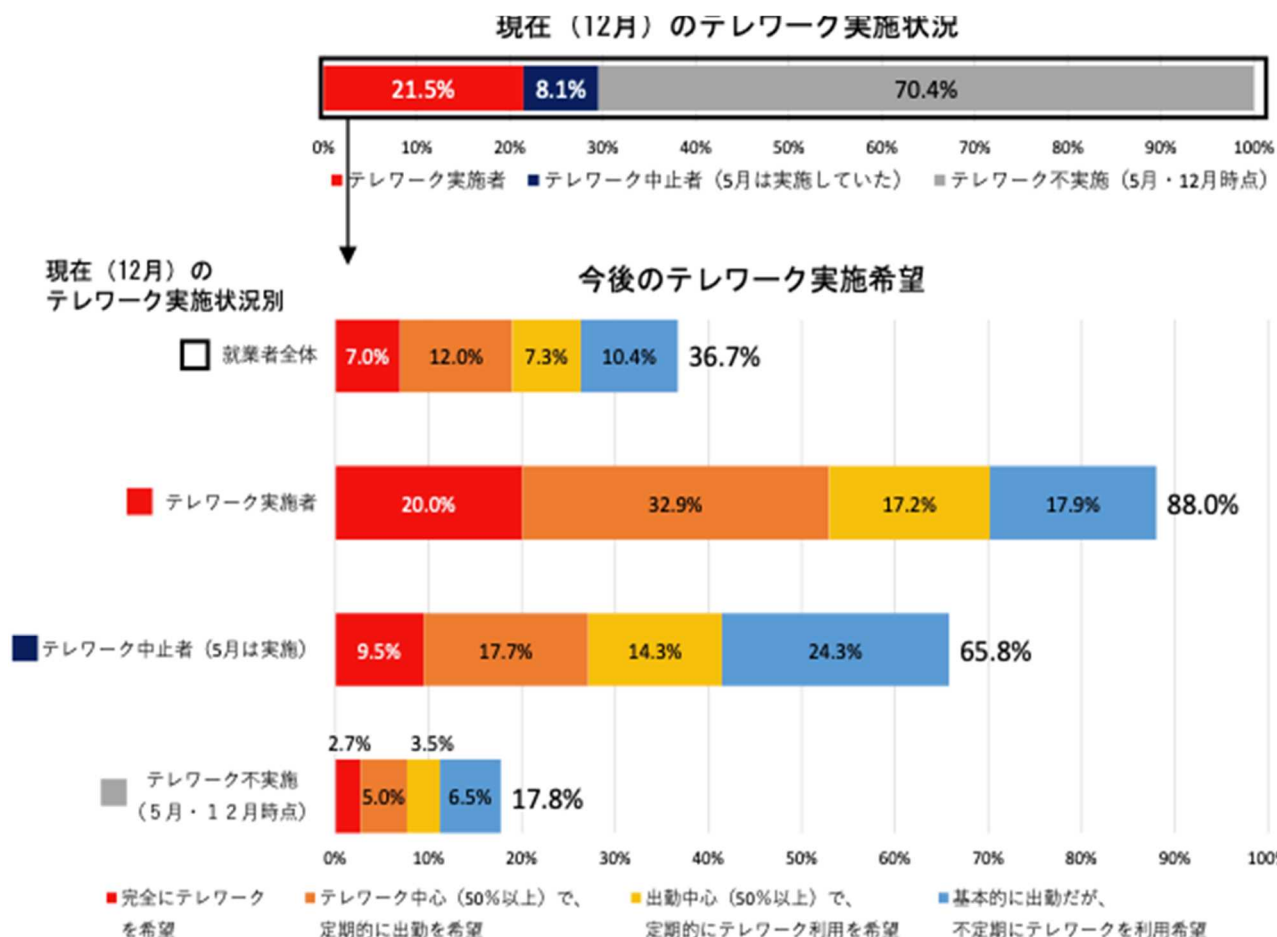
多様な働き方・暮らし方（テレワーク）

- テレワーク実施率は2020年5月時点で全国で3割弱まで上昇し、同年12月には約2割であり、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較して高い傾向。
- 就業者全体の4割弱が今後も何らかの形でテレワークを実施することを希望している。

地域別のテレワーク実施率（就業者）



今後のテレワーク実施希望（現在(12月)のテレワーク実施状況別）

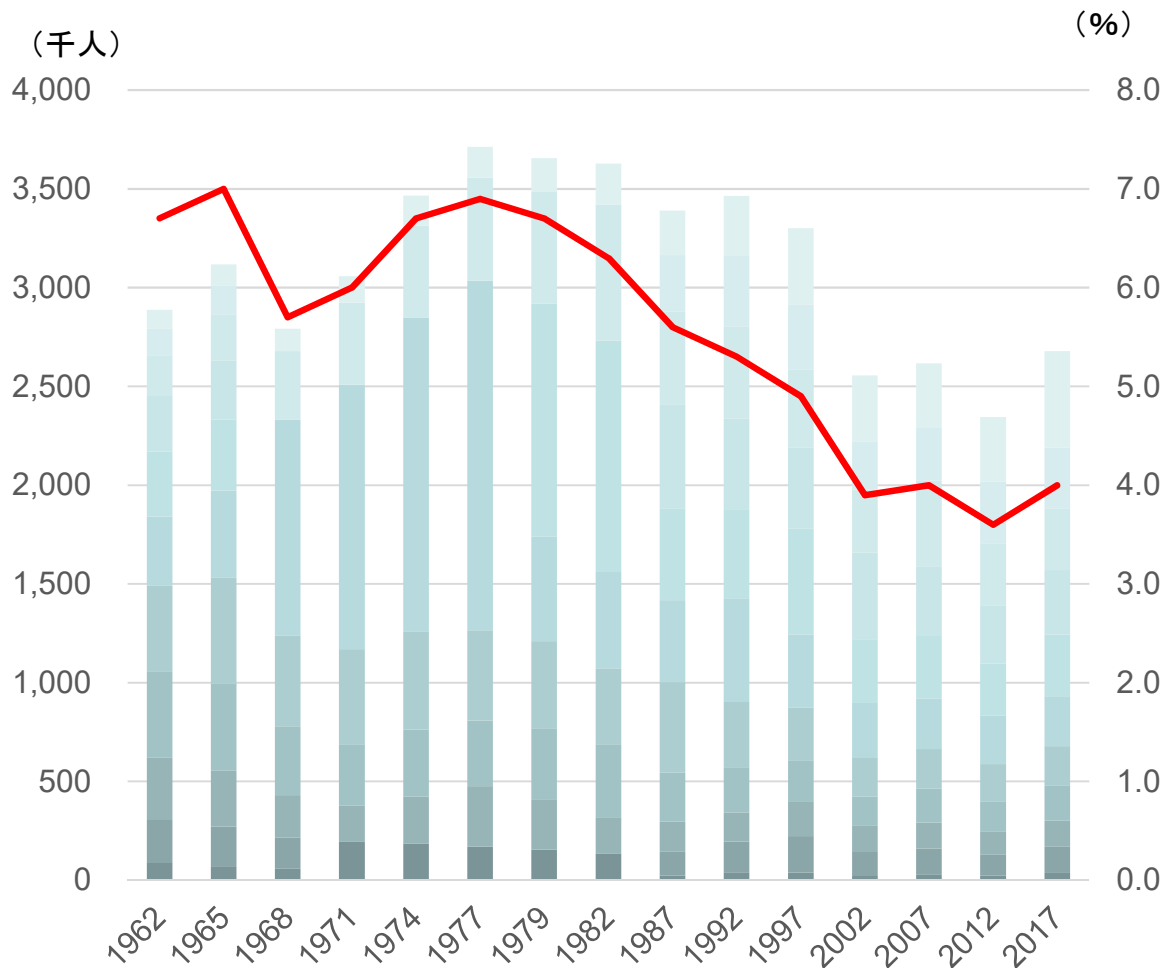


- 調査方法: インターネット調査
(国内居住のインターネットパネル登録モニター)
- 回収数: 10,128
- 調査期間:
第1回 5月25日(月)~6月5日(金)
第2回 12月11日(金)~12月17日(木)
- サンプル数は、性別・年齢階級別、地域別7区分で均等、比例割付

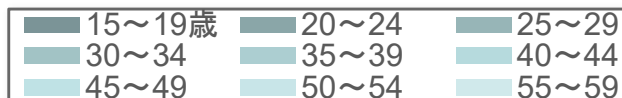
多様な働き方・暮らし方（副業）

- 副業がある者は、長期的には減少しているが、近年（2012年以降）は微増の傾向。
- コロナ禍の2020年12月のアンケート調査では、就業者のうち約6割が、副業を実施または関心があると回答。

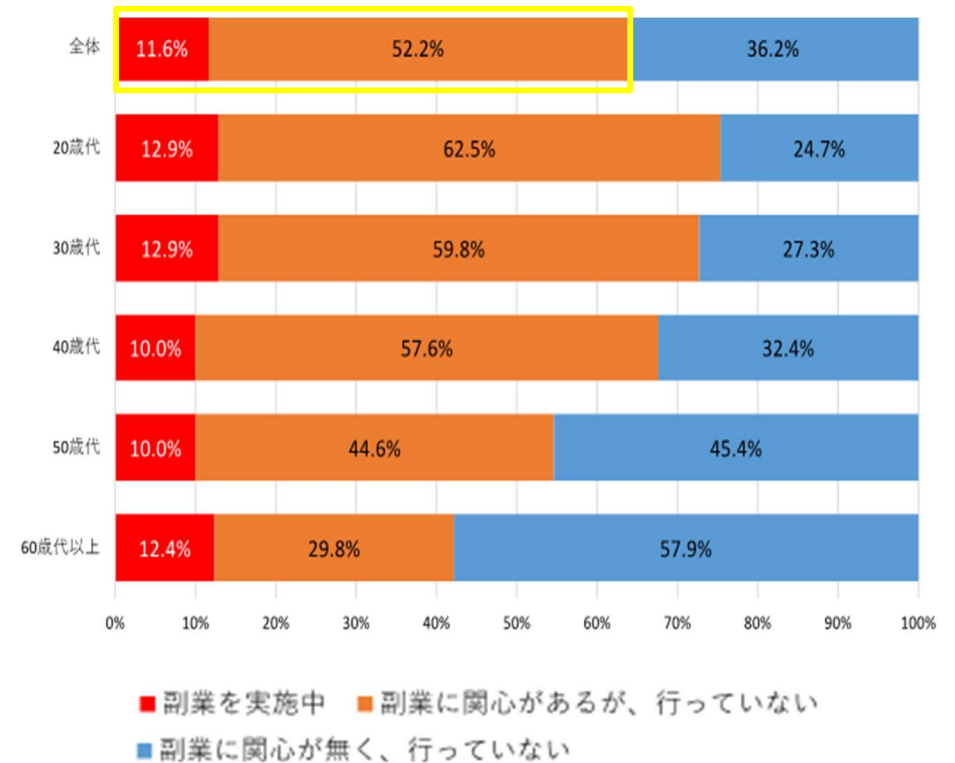
副業がある者の推移



(出典) 就業構造基本調査
(副業)より作成



副業の実施状況及び関心（就業者・年代別） 2020年12月



(出典) 内閣府「第2回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和2年12月24日)資料

多様な働き方・暮らし方（二地域居住等）

1. 概要

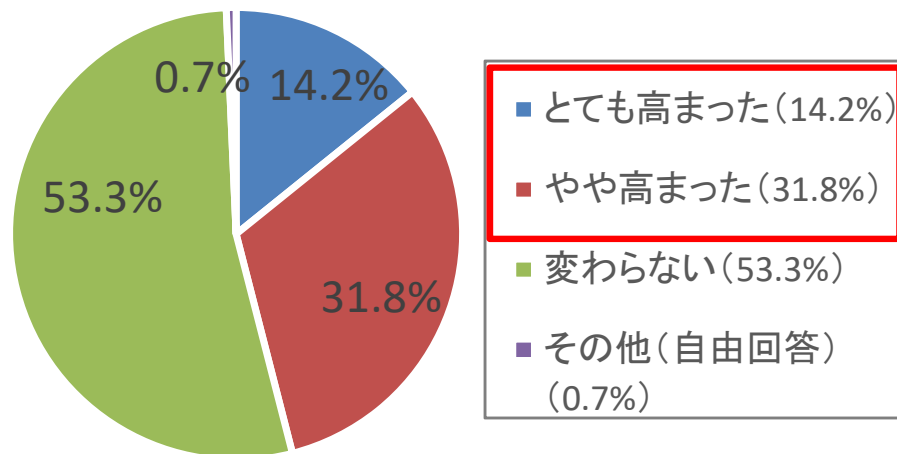
新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、**二地域居住をはじめとした地方暮らしへの関心やニーズ、機運が高まっている**。これに加えて、**テレワークの導入等が急速に進み、労働環境が整いつつあることから、この機を逃さず、新しい生活様式をも踏まえつつ、多様な二地域居住等を推進する**。

2. 背景と必要

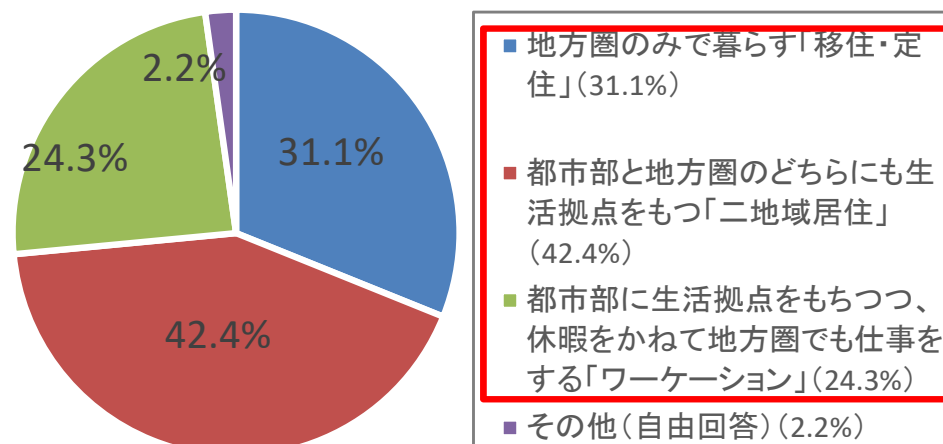
コロナ禍における国民の意識の変化

(株)トラストバンク「地方暮らしに関するアンケート」(令和2年6月)

Q.あなたは新型コロナウイルスの感染拡大で**地方暮らしへの関心**が高まりましたか？(n=604)



Q.あなたの望む**地方暮らしのスタイル**は何ですか？(n=604)



直近の東京圏人口の転出超過数 (単位：人)

| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 東京圏 | 1,459 | 459 | -87 | -1,118 | 280 | 2,481 |
| (参考)東京都 | 2,522 | 4,514 | 3,638 | 2,715 | 4,033 | 4,648 |

住民基本台帳人口移動報告(総務省)

※上記のグラフは都内に住む20代以上の男女1,078名を対象に調査。そのうち地方暮らしに関心があると回答した604名が対象。

副業、二地域居住から多業・多地域居住への広がり

- 現在の国土形成計画においても、テレワークやクラウドソーシング等の柔軟な働き方や、二地域居住の促進などが位置づけられており、徐々に副業や二地域居住を実践する動きが広がっている。
- さらに、副業だけでなく複数の仕事を持つ複業・多業へと働き方が進化する可能性がある。また、二地域居住に関して、テクノロジーの進化により複数地域で働き生活する人が出現し、それをサポートする多地域居住が可能となるような萌芽も見られる。

【働き方】

○リクルートワークス研究所の試算では、技術革新が進み生産性が向上するとともに、ビジネス環境の変化に対応した職業への人材の異動が実現する「変革シナリオ」により、フリーランサーが422万人（2015年時点）から780万人（2030年）に増加すると予測している。

【住まい方】

○国内各地の登録拠点到で月額で暮らすことができるサブスクリプション型のコリビングサービスの提供により、ライフスタイルに応じた多地域居住が可能な環境が実現。
○下記の各社のサービス内容は多様であるが、スタートアップ時にクラウドファンディングも活用して資金調達しているところは共通している。

フリーランス人口等の予測

| | 2015年 | 2030年 (悲観予測) | 2030年 (シナリオ実現) |
|--------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 就業者 | 6376万人 | 5535万人 | 6462万人 |
| フリーランサー(専業) | 79万人 | 68万人 | 188万人 |
| 副業・複業フリーランサー | 422万人 343万人 | 780万人 288万人 | 592万人 |
| 無業者 | 4695万人 | 4923万人 | 3996万人 |
| 平均年収 | 329.2万円 | 289.1万円 | 389.2万円 |
| 予測の主な前提 | ※1 | ※2 | ※3 |

サブスク型住居サービスの例

| | Hostel Life | HafH | ADDDress |
|----------------------------------------|------------------------------|---------------------------------|----------------------|
| 拠点数 | 13 | 99 (海外含138) | 24 |
| 基本料金 (例) ※短期利用など複数のプランがあるサービスもある | 5.5万円/月 (有効期限1ヶ月、全曜日利用可能) | 8.2万円/月(利用可能日数1ヶ月、いつでもハブ「風」プラン) | 4.4万円/月 (契約期間1年間) |
| サービス開始時期 | 2018年 2月 | 2019年 1月 | 2019年 4月 |

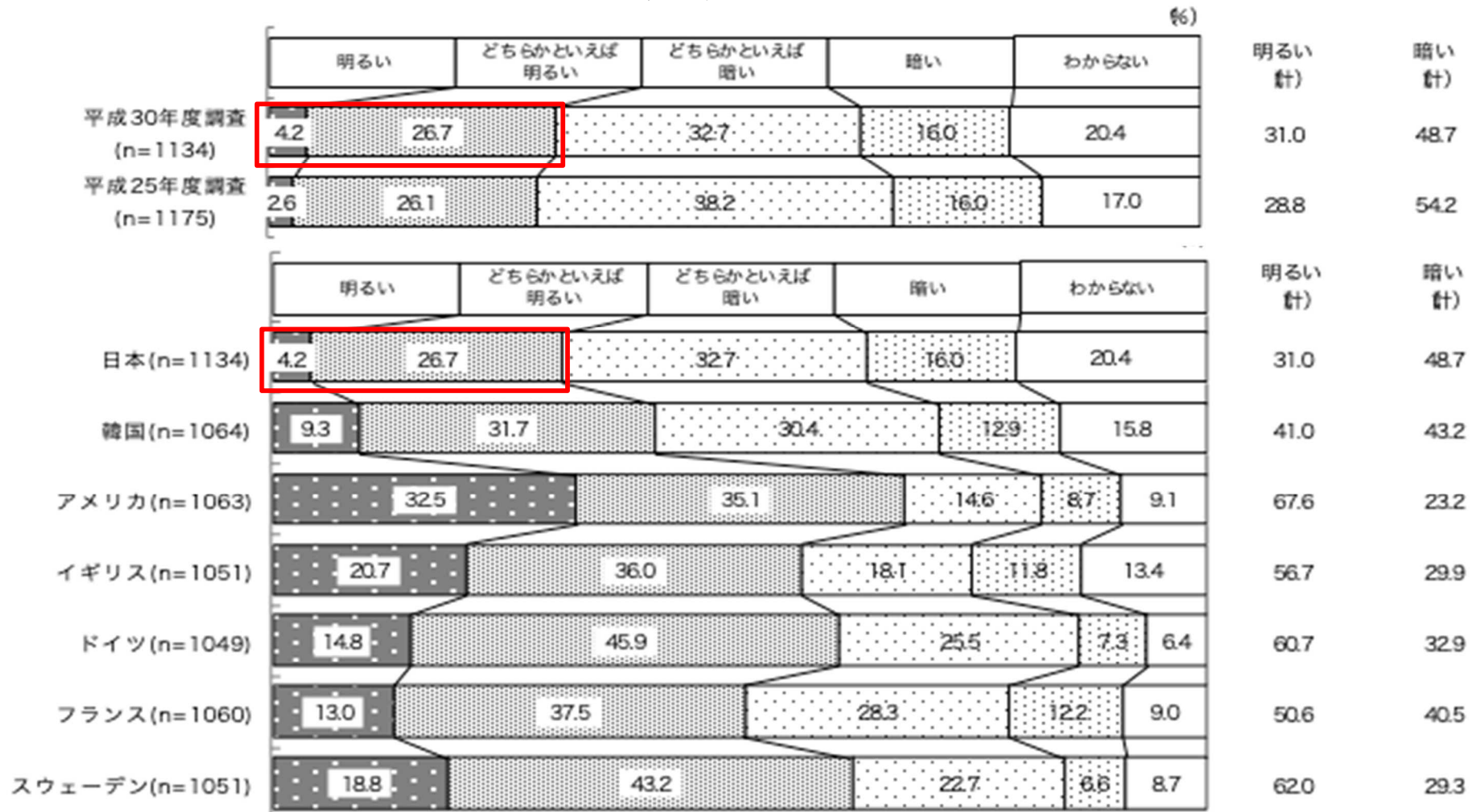
- ※1 データ出所 総務省「労働力調査」、リクルートワークス研究所「全国就業実態パネル調査」
- ※2 2015年から25年までに25-59歳の離職率が2倍、入職率が半分に推移した場合
- ※3 労働市場の参加が進み、第4次産業革命の経済成長が進んだ場合

(出典)各社HPの情報等を基に国土交通省国土政策局作成

我が国に立ちこめる閉塞感

- 「自国の将来は明るい」と答えた日本の若者の割合は31.0%であり、平成25年度よりも2.2ポイント増加。
- 一方、調査7カ国で比較すると、日本が最も割合が低い。

Q 自国の将来は明るい



注) 調査対象者: 各国満13歳から満29歳までの男女、調査方法: WEB調査、調査時期: 平成30年11月~12月

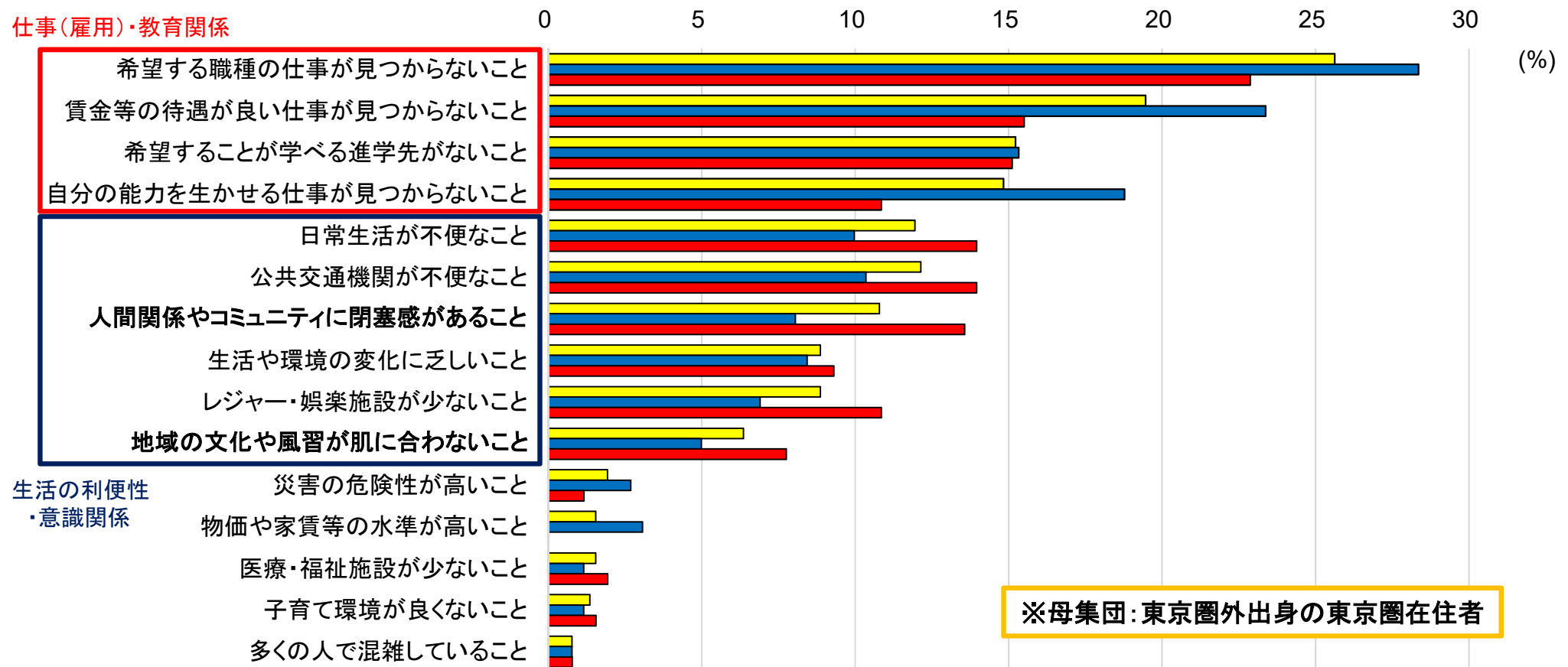
(出典) 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)」より国土政策局作成

東京圏流入者の地元を離れる理由

- 東京圏への移住の背景となった地元事情としては、「仕事」や「進学先」関係の割合が全体的に高い。
- また、生活における「利便性」や「娯楽」、「閉塞感」等と回答する人も一定数存在し、特に女性においてその傾向は強い。

Q あなたが地元に残らずに移住することを選択した背景となった事情として、あなたの地元にあてはまるものを全てお選びください。

仕事(雇用)・教育関係



※母集団：東京圏外出身の東京圏在住者

※「その他」の回答を除く。

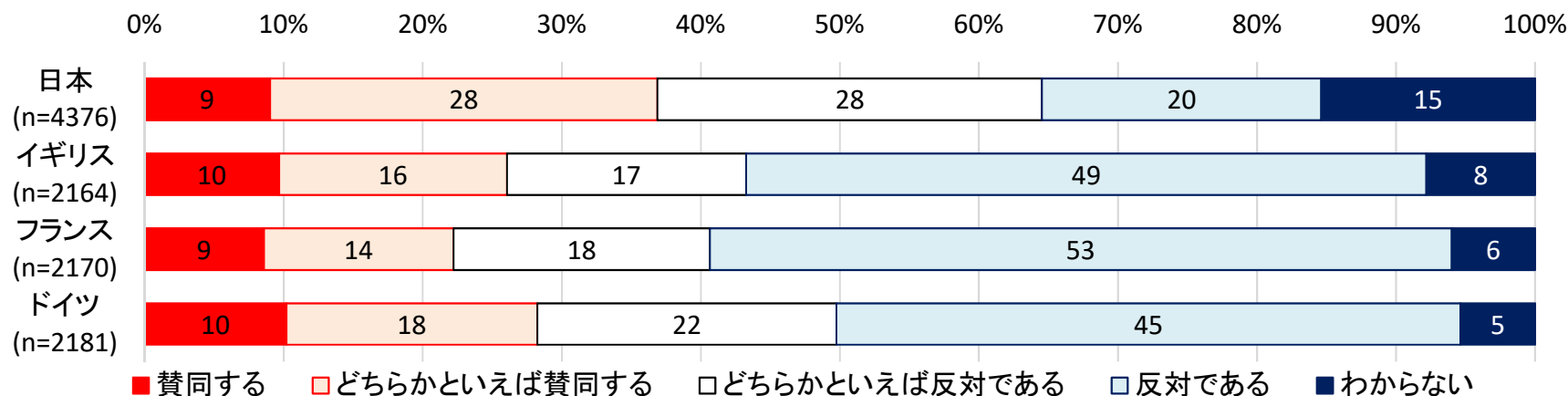
※出身地：15歳になるまでの間で最も長く過ごした地域。

■全体 (n=519) ■男性 (n=261) ■女性 (n=258)

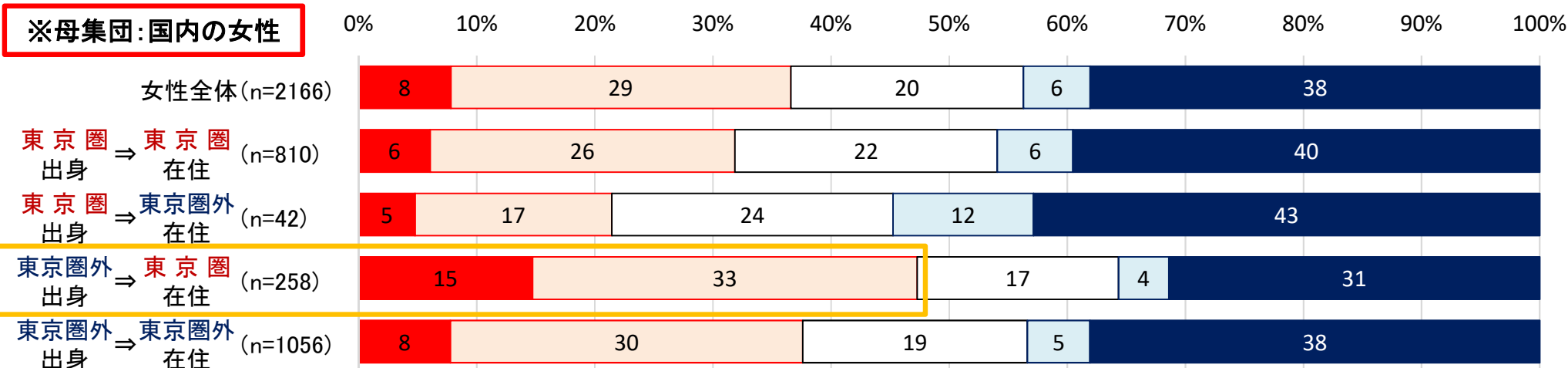
男女の役割分担意識に関する女性の意識

- 日本では、欧州諸国に比べて、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という意識が強い。
- 東京圏外出身の女性のうち東京圏へ流入している女性は、他の女性に比べ、「出身地の人たちが夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという意識を持っている」、と考えている人の割合が高い。

Q **あなたは「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について賛同されますか。**



Q **あなたの出身地の人たちは「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について賛同しますか。**

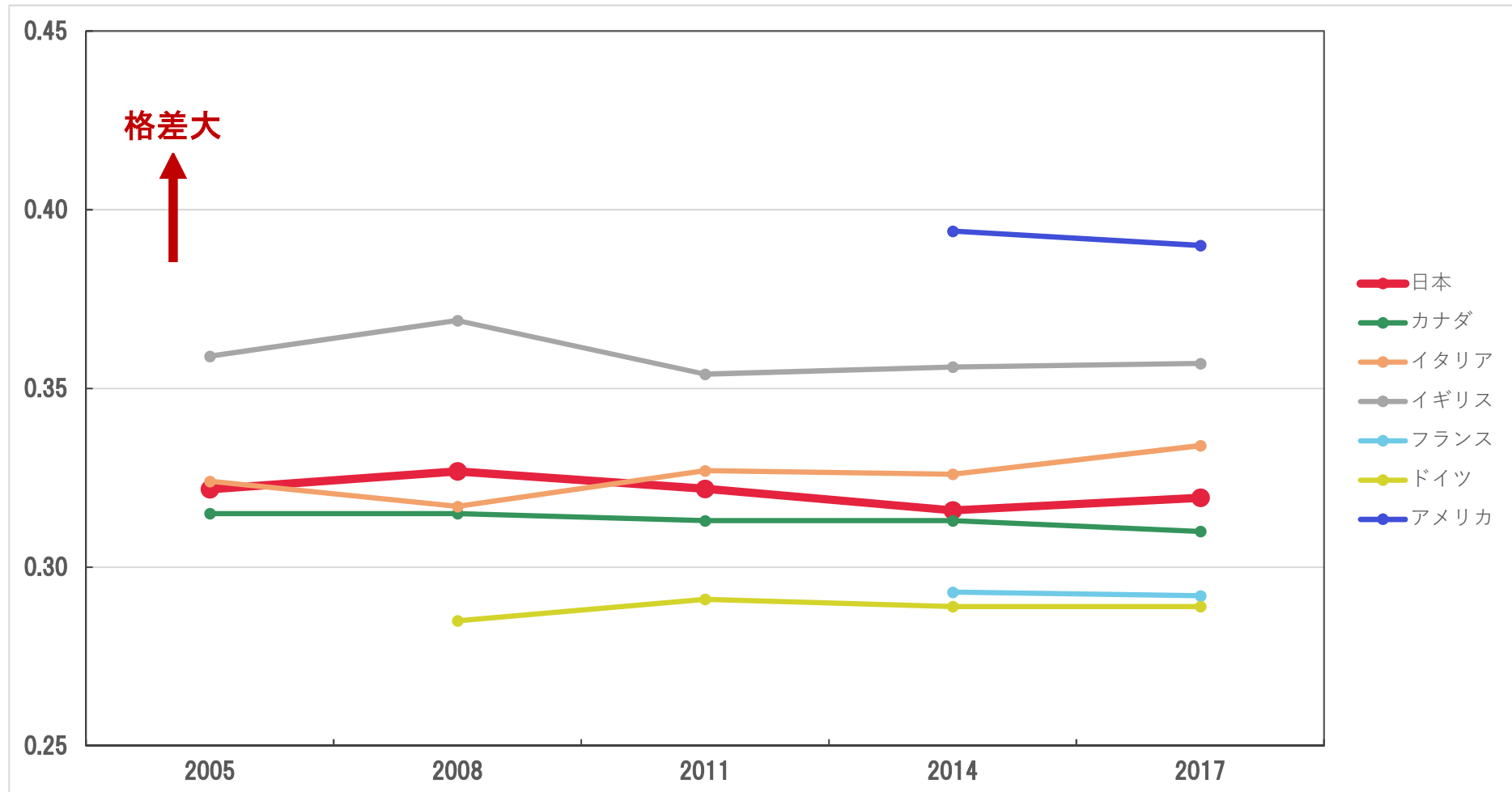


※出身地：15歳になるまでの間で最も長く過ごした地域。

出典：国土政策局「企業等の東京一極集中に係る基本調査(市民向け国際アンケート)」(2020.11速報)

- 等価可処分所得＋社会保障現金支給額で算出されるGINI係数は概ね横ばいで推移している。
- G7諸国との比較においても、概ね同水準となっている。

GINI係数(等価可処分所得＋社会保障現金支給額)の推移及びG7諸国との比較



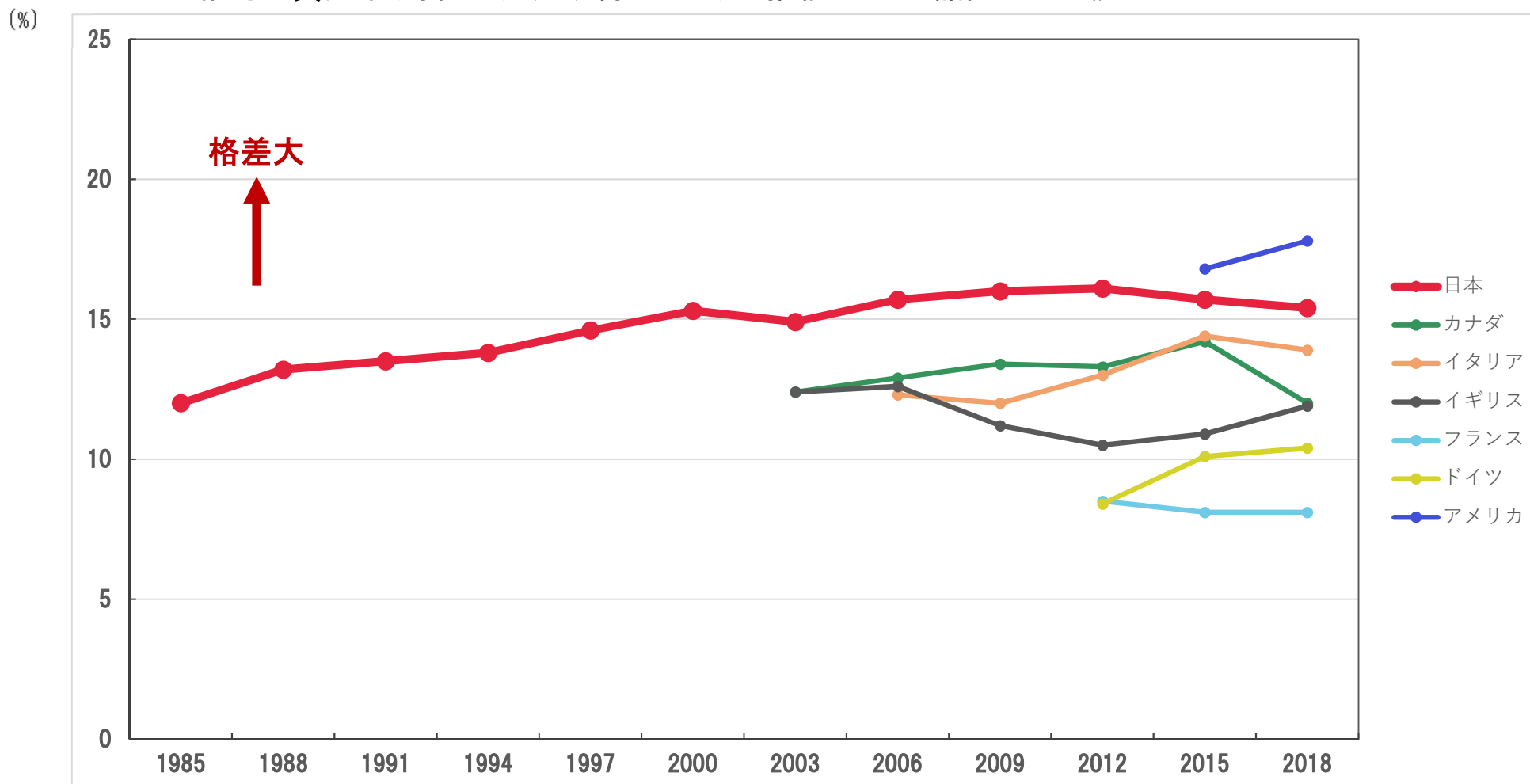
備考: 等価可処分所得は、世帯当たり可処分所得を世帯人員数の平方根で除したものである。

出典: 厚生労働省「所得再分配調査及びOECD STATのデータにより、国土政策局にて作成

相対的貧困率の推移

- バブル期をまたぎ漸増傾向にあったものの、近年は概ね横ばいに推移している。
- G7諸国の中では、アメリカに次いで2番目となっている。

相対的貧困率(等価可処分所得ベース)の推移及びG7諸国との比較



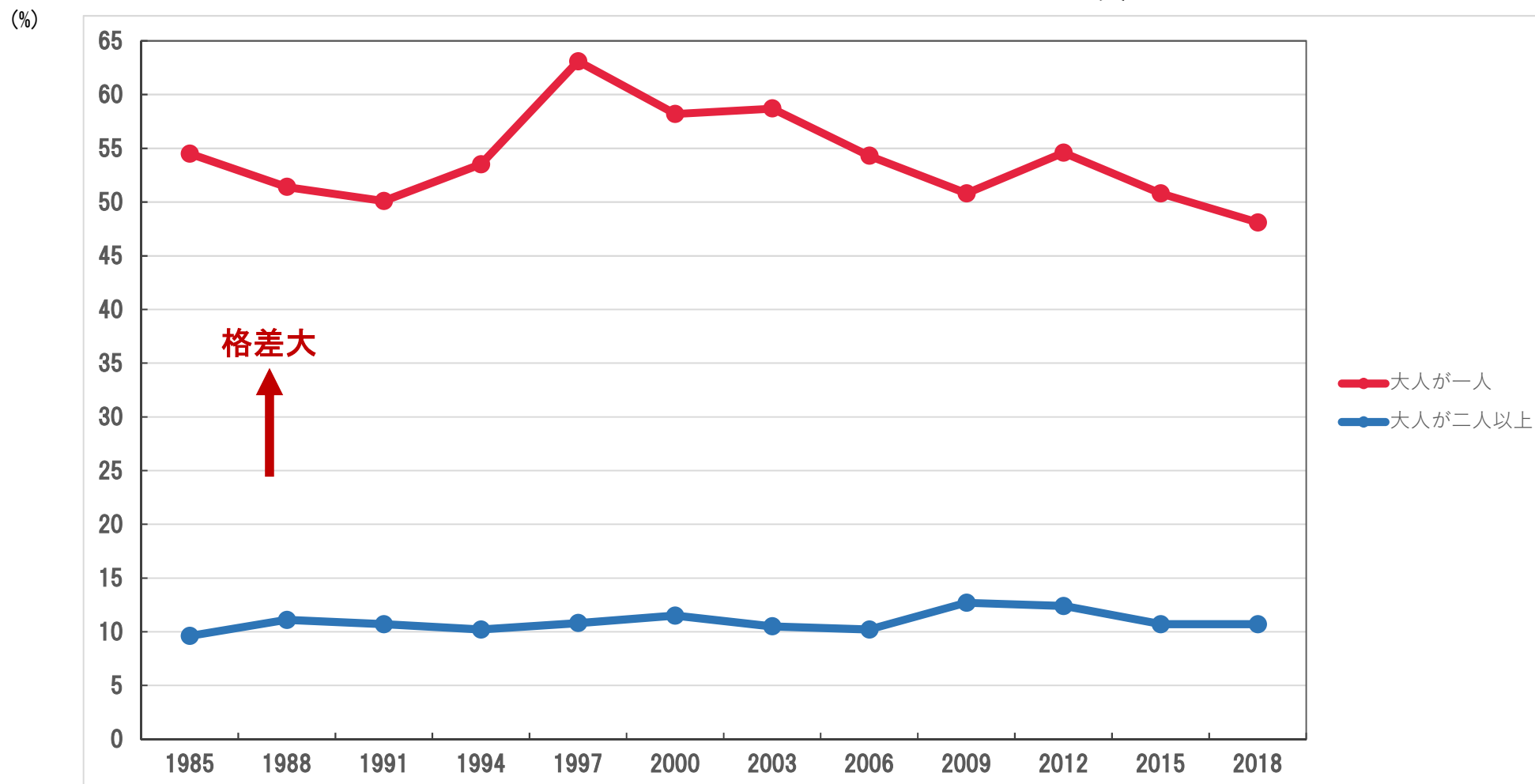
備考: 等価可処分所得は、世帯当たり可処分所得を世帯人員数の平方根で除したものである。

出典: 厚生労働省「国民生活基礎調査」及びOECD STATのデータにより、国土政策局にて作成

相対的貧困率の推移（子どもがいる現役世帯）

○ 子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の相対的貧困率は、顕著に高い。

子どもがいる現役世帯のうち大人が一人及び二人以上の世帯の相対的貧困率推移



備考：等価可処分所得は、世帯当たり可処分所得を世帯人員数の平方根で除したものである。

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」により、国土政策局にて作成

ディーセントワーク・働きがい①

- 「働きがいのある人間らしい雇用(ディーセントワーク)」はSDGsの目標の一つに指定。
- 「仕事のやりがい」は1980年代後半に大きく低下し、以て低水準で推移。
- 会社で実施している働き方改革に対して、民間調査では2017年時点で半数以上が不満を抱いている。

8 働きがいも
経済成長も



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の完全かつ生産的な雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)ならびに同一労働同一賃金を達成する

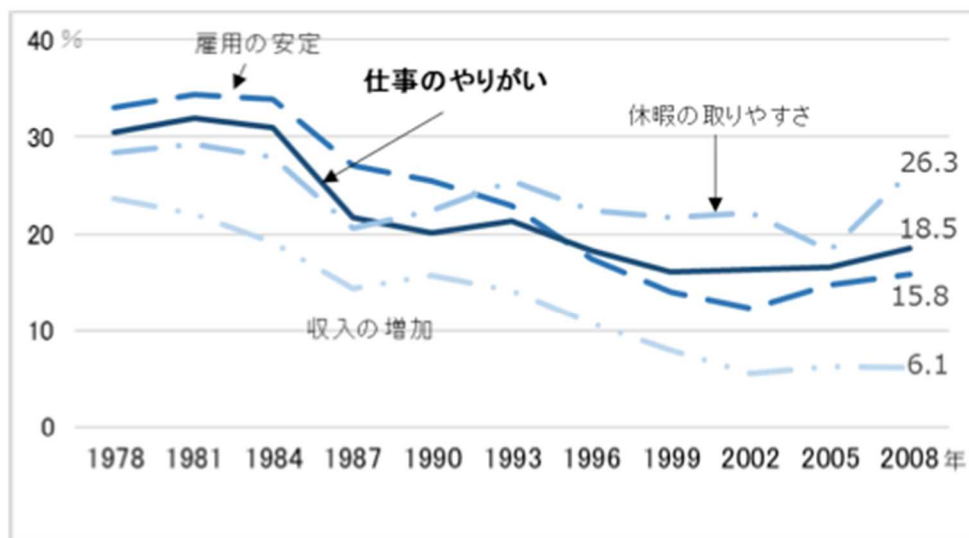


図4 「仕事のやりがい」の変化
出典:「国民生活選好度調査」(内閣府, 2008)

会社で実施している働き方改革への満足度

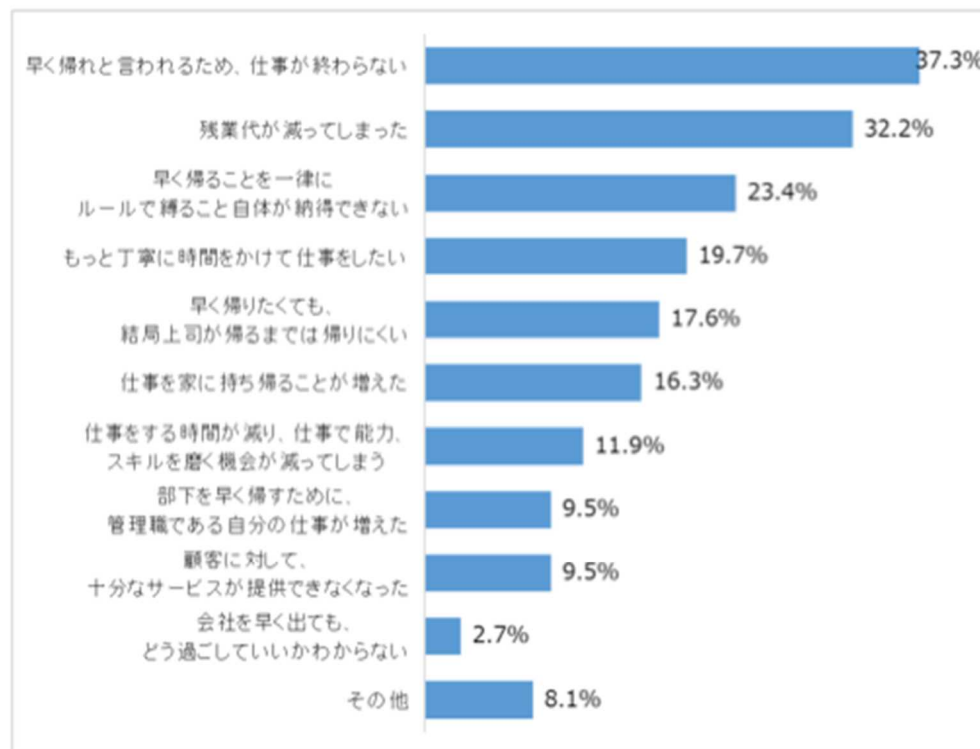
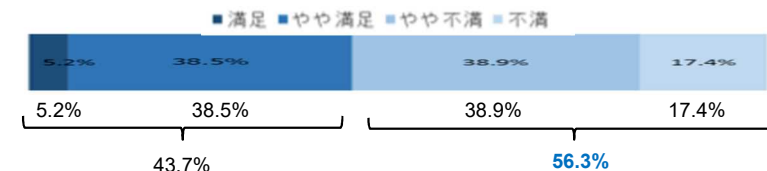


図3 働き方改革に不満を感じる理由(複数回答)
出典:「働き方改革に関する調査」(リクルートワークス研究所, 2017)

(出典)リクルートワークス研究所「働きがいの実態調査2020報告書」(令和2年3月)より国土政策局作成

ディーセントワーク・働きがい②

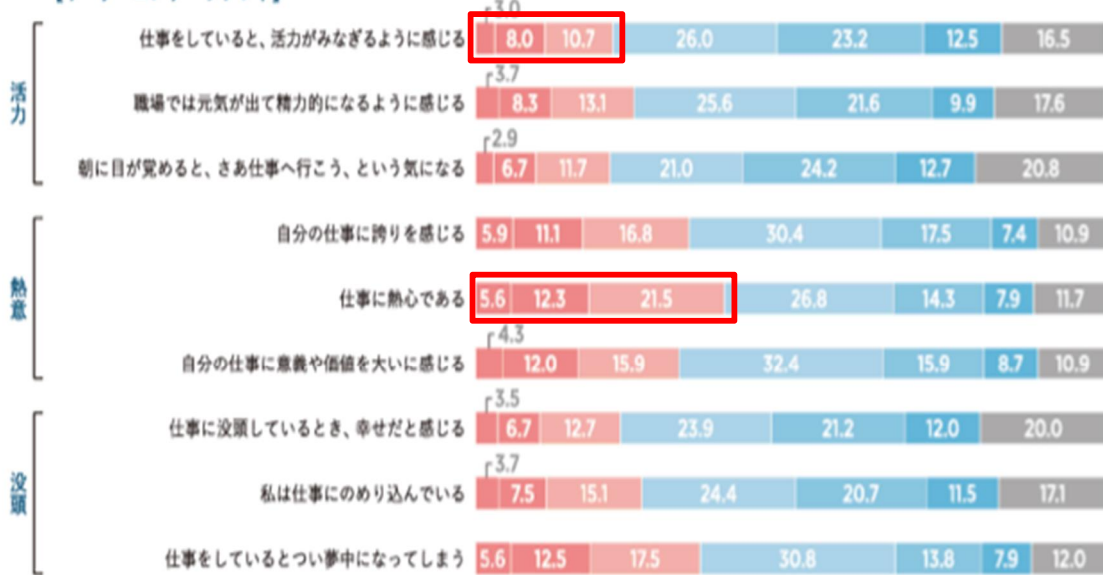
- 週に1度以上仕事に熱意を感じているのは全体の約4割、仕事から活力を得ているのは約2割。
- また、約4割の人が、週に1度以上「仕事のために心にゆとりがなくなった」「心身ともに疲れ果てた」と感じており、こうした疲弊感の理由として、「仕事の裁量の低さ」「仕事の負荷に対する報酬の不足」があげられる。

図表2 ワーク・エンゲージメント、バーンアウトの実態 ①

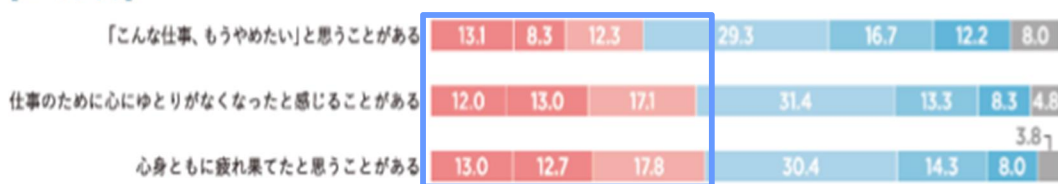
最近1年くらいのあなたについてお答えください。あなたは、次のことをどのくらいの頻度で感じていますか。

(0:まったくない~6:いつも感じる/単一回答/n=624)

【ワーク・エンゲージメント】



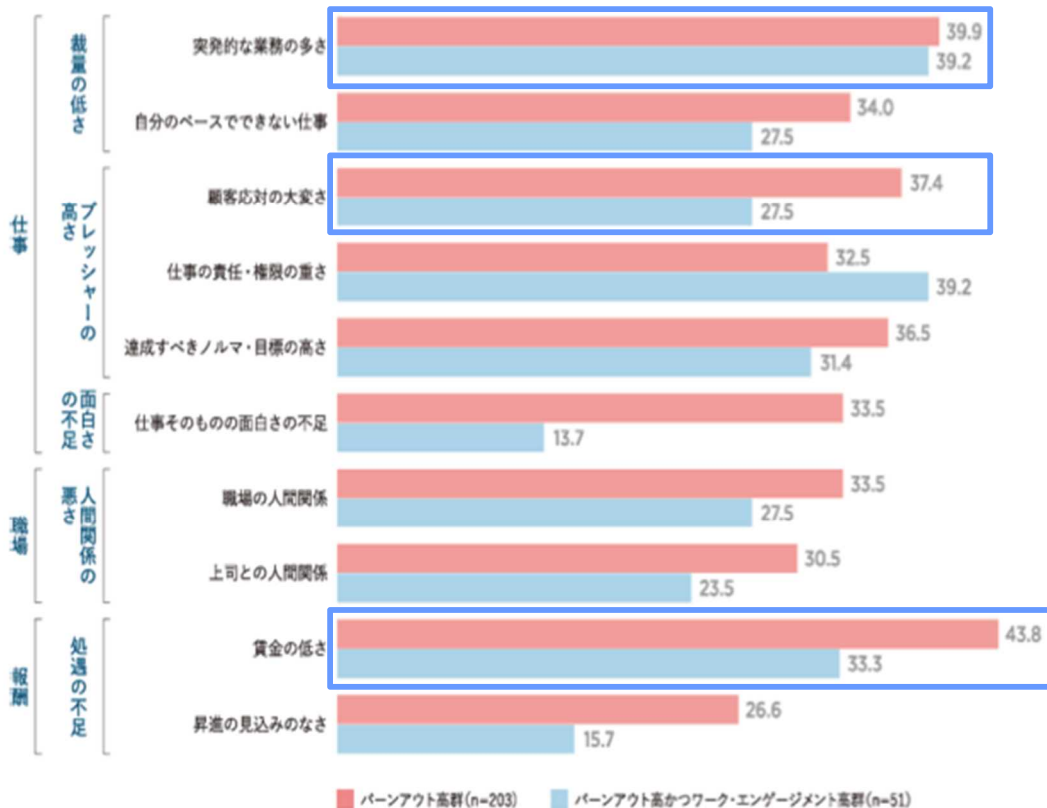
【バーンアウト】



6:いつも感じる(毎日) 5:とてもよく感じる(1週間に数回) 4:よく感じる(1週間に1回) 3:時々感じる(1カ月に数回) 2:めったに感じない(1カ月に1回以下) 1:ほとんど感じない(1年に数回以下) 0:まったくない

図表6 バーンアウトの理由

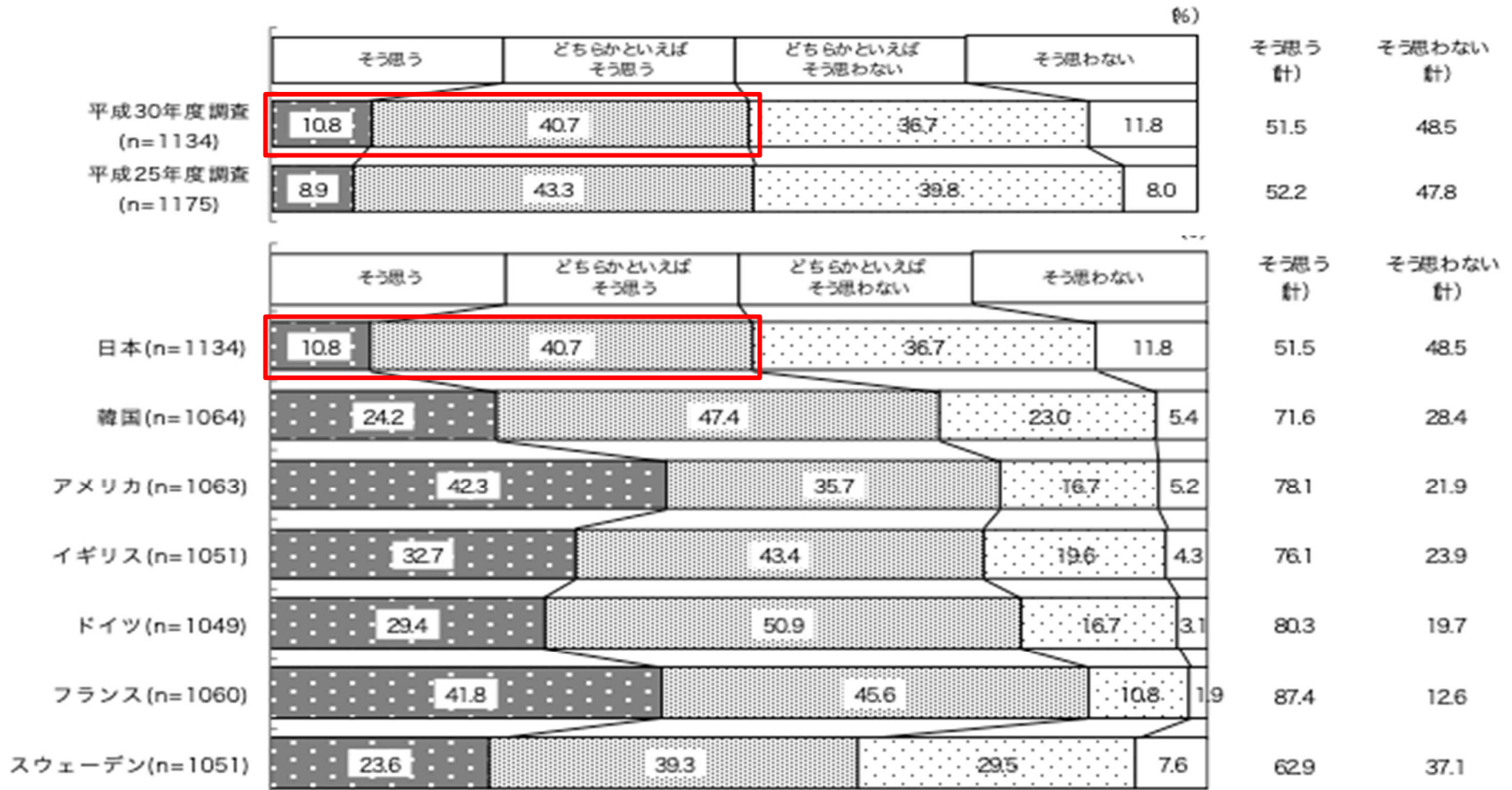
もうやめたい、心にゆとりがなくなった、疲れ果てた、と感じた理由として、あてはまるものをすべて選んでください。(複数回答/%)



(出典)リクルートワークス研究所「ワーク・エンゲージメント実態調査」(令和2年4月)より国土政策局作成

- 自分自身のイメージについて、「うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む」と答えた若者の割合は51.5%であり、平成25年度よりも0.7ポイント低下
- 調査7カ国で比較すると、日本が最も割合が低い。

Q うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む

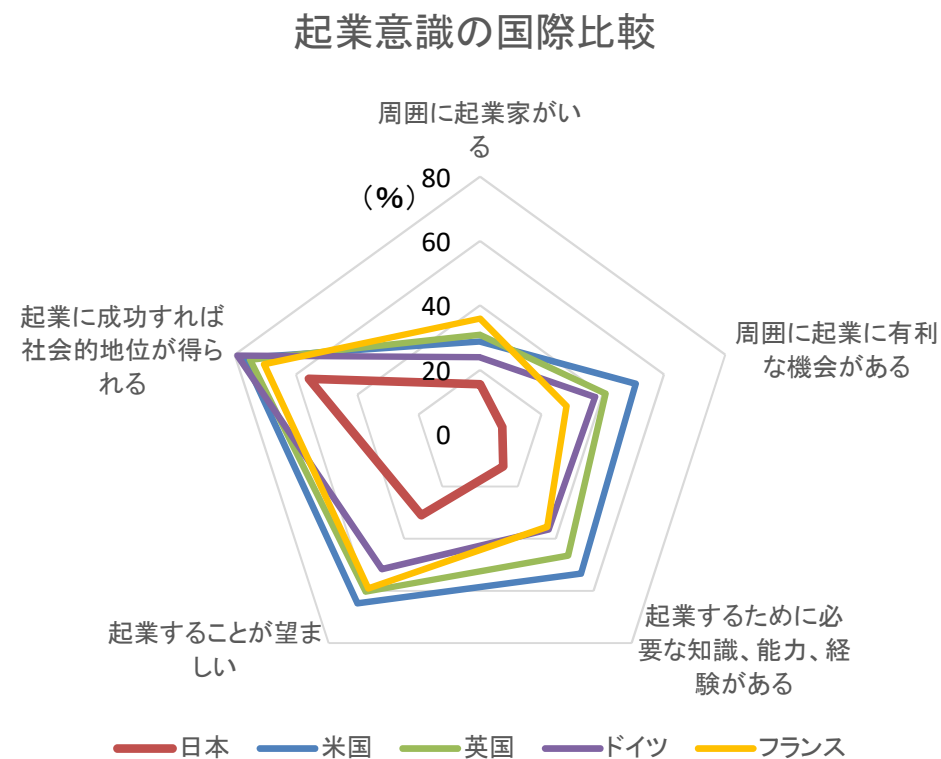
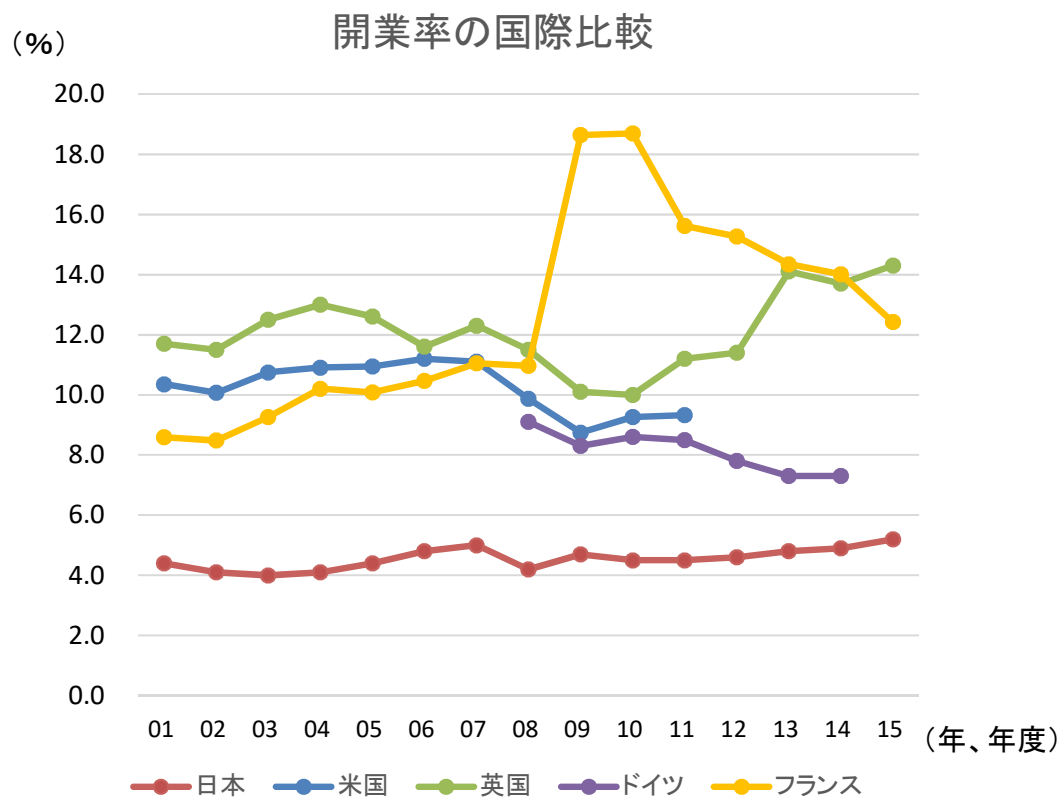


注) 調査対象者: 各国満13歳から満29歳までの男女、調査方法: WEB調査、調査時期: 平成30年11月~12月

(出典) 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)」より国土政策局作成

世界と日本との起業意識等の比較

- 我が国の開業率は、2001年から2015年にかけて、開業率は5%前後と欧米諸国に比べて一貫して非常に低い水準で推移している。
- 我が国の起業に対する意識水準は、欧米諸国に比べて特に低い。



(出典) 2017年度中小企業白書より国土政策局作成

<開業率の国際比較>

日本: 厚生労働省「雇用保険事業年報」(年度ベース)

米国: U.S. Small Business Administration「The Small Business Economy」

英国: Office for National Statistics「Business Demography」

ドイツ: Statistisches Bundesamt「Unternehmensgründungen, -schließungen: Deutschland, Jahre, Rechtsform, Wirtschaftszweige」

フランス: INSEE「Taux de création d'entreprises」

<起業意識の国際比較>

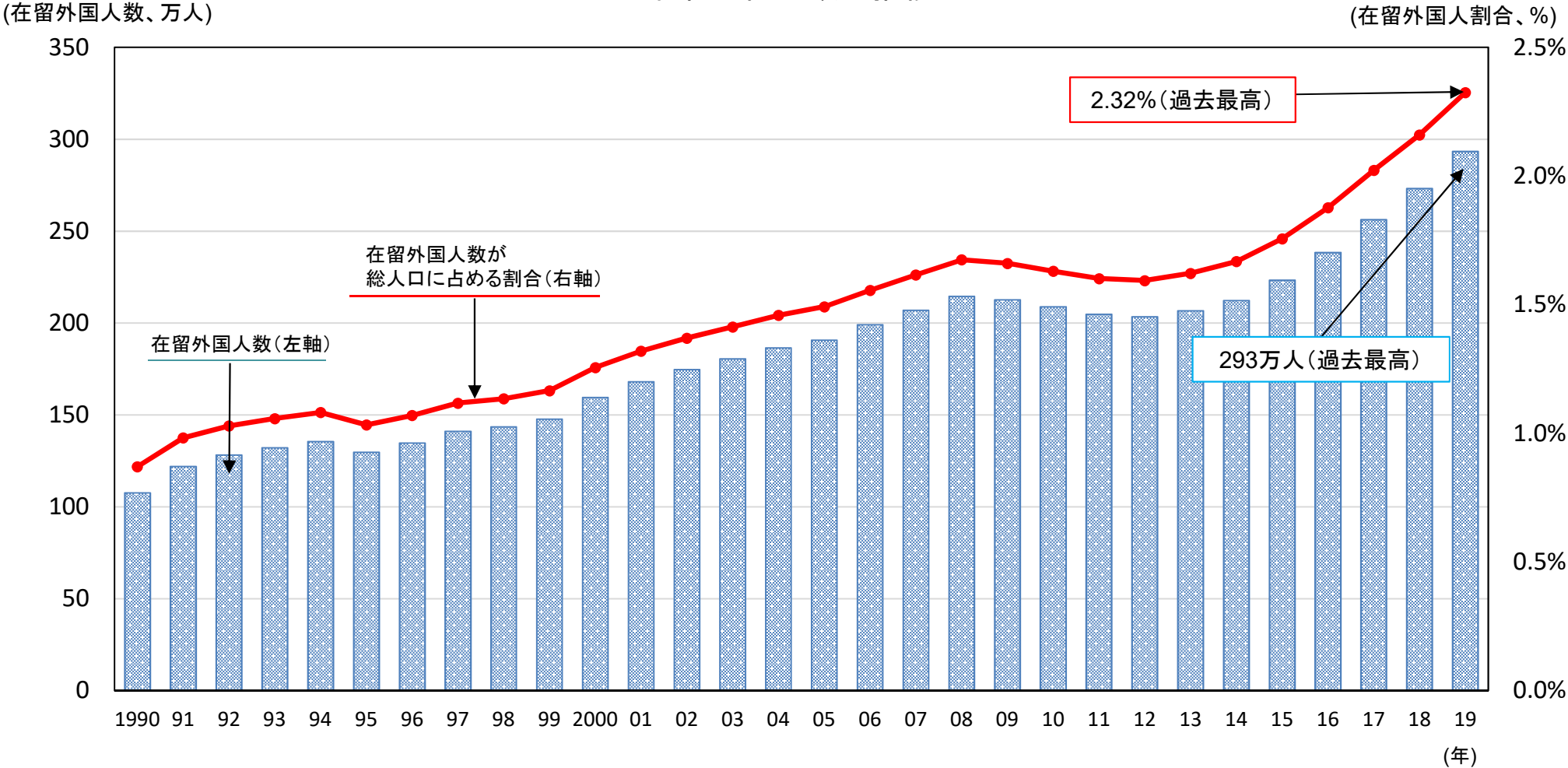
資料: 『平成27年度起業・ベンチャー支援に関する調査「起業家精神に関する調査」報告書』(平成28年3月 (株)野村総合研究所)

多様な人々との共生

我が国の在留外国人は増加傾向で推移

○ 1990年以降の在留外国人数の動向をみると、リーマンショックや東日本大震災の影響で一時的に減少した時期を除き、増加傾向で推移。

在留外国人数の推移

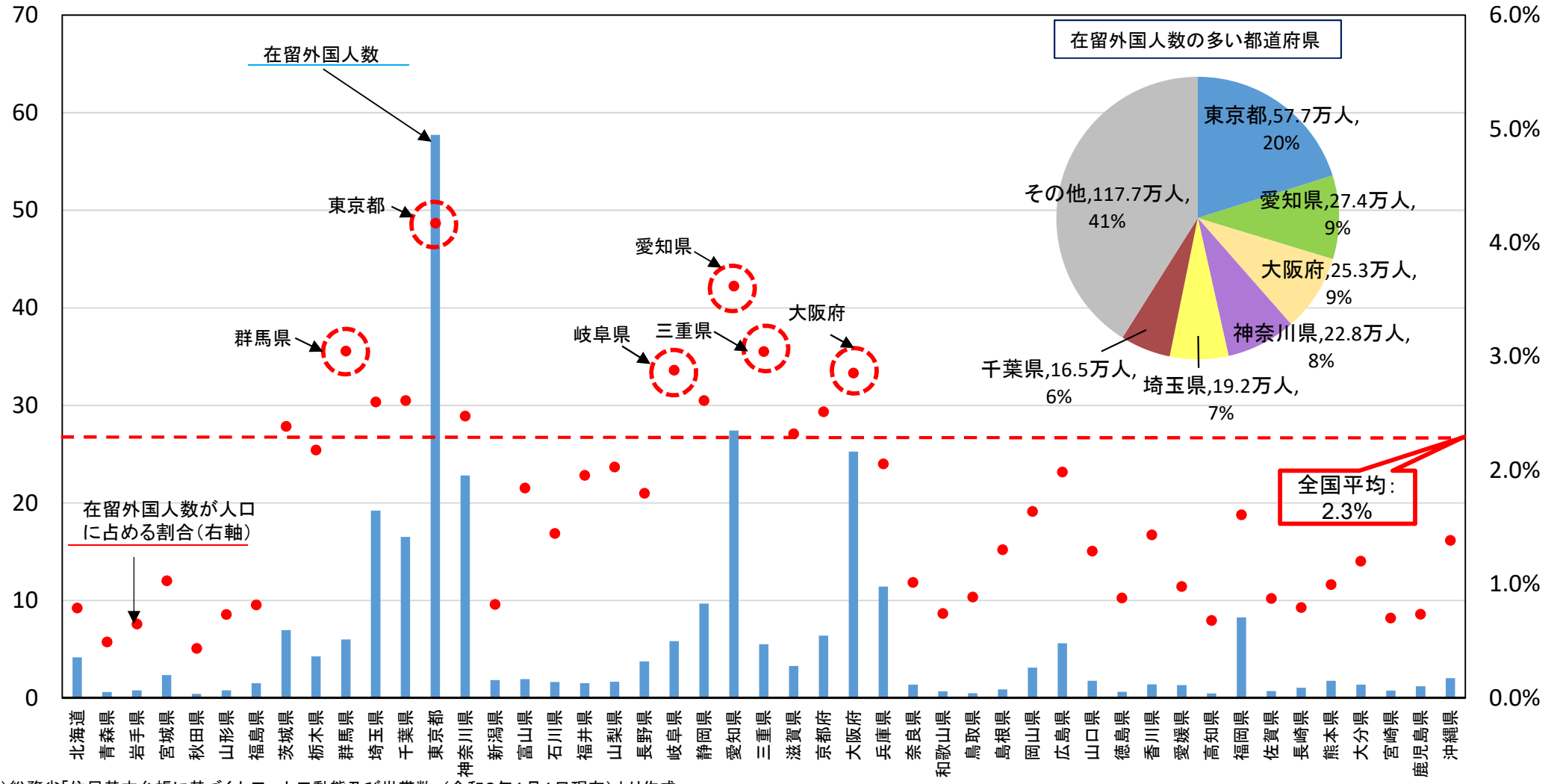


(備考) 1. 法務省「在留外国人統計」、総務省「人口推計」(国勢調査実施年は国勢調査人口による)より作成
 2. 1993年までは旧外国人登録統計における外国人登録者数、1994年から2011年までは旧外国人登録統計における外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、2012年末以降は在留外国人数を示している
 3. 各年12月末の値を示している

都道府県別に見た在留外国人数

- 各都道府県の在留外国人数をみると、東京都、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県、千葉県との6都府県で、全国の在留外国人の約6割を占める。
- 在留外国人数が都道府県別人口に占める割合をみると、東京都、愛知県、群馬県、三重県、大阪府、岐阜県などにおいて高い傾向にある。

(在留外国人数、万人) 都道府県別の在留外国人数(2020年) (在留外国人が人口に占める割合、%)

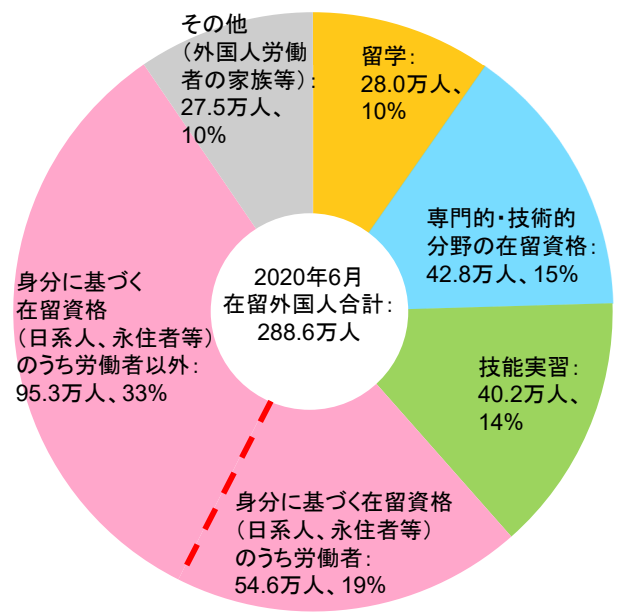


(備考) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和2年1月1日現在)より作成

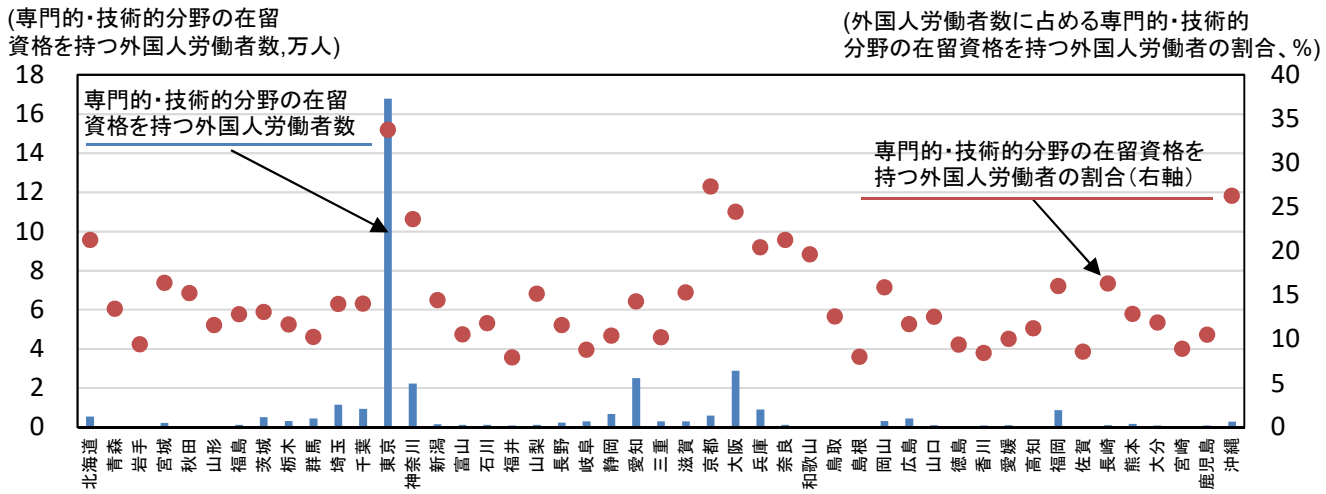
日本における在留外国人の就労状況

- 「専門的・技術的分野の在留資格」、「技能実習」及び「身分に基づく在留資格のうち労働者」が、2020年6月における在留外国人全体の約5割を占める。
- 大都市では専門的・技術的分野の在留資格を持つ労働者が、地方圏では技能実習生が集中する傾向が見られる。

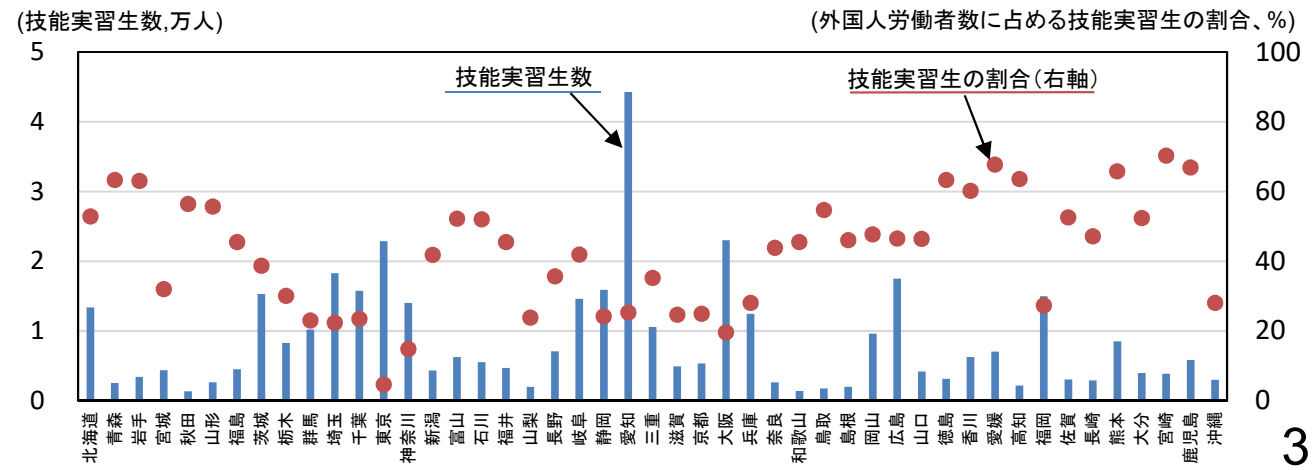
在留外国人の資格別内訳(2020年6月)



2020年6月における専門的・技術的分野の在留資格を持つ外国人労働者の就労状況(都道府県別)



2020年6月における技能実習生の就労状況(都道府県別)



※在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野の在留資格」に含む。(2020年6月末時点: 5,950人)
 ※高度外国人材は、「専門的・技術的分野の在留資格」及び「その他」に含む。(2020年6月末時点: 16,287人)

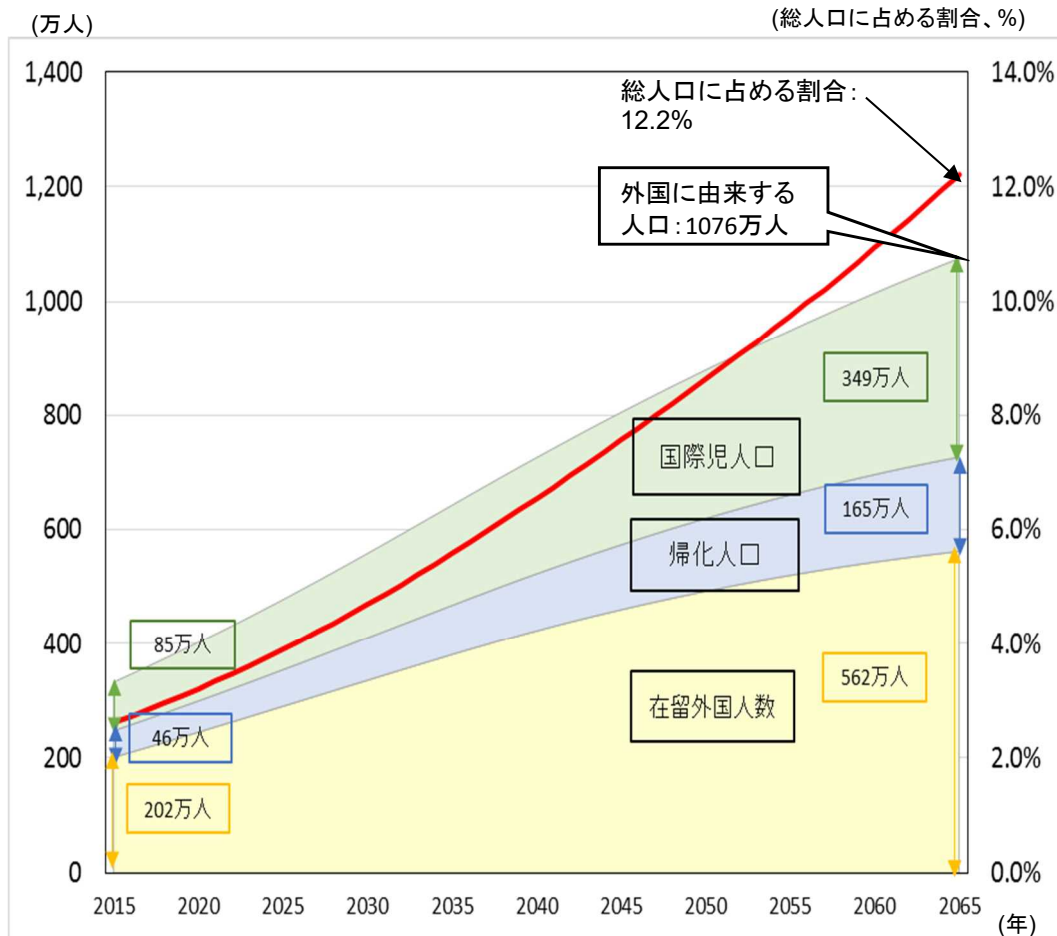
<参考>
 ・2019年4月に新しく創設された在留資格「特定技能」で在留する外国人は、2020年3月末時点で**3,987人**となっており、初年度(2019年度)に想定した最大4万7,000人余りと比べて**1割以下**にとどまっている。
 ・その後、2020年12月末時点では15,663人に増加している。

(出典)厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(令和2年10月末現在)」、法務省「在留外国人統計(2020年6月)、出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数」

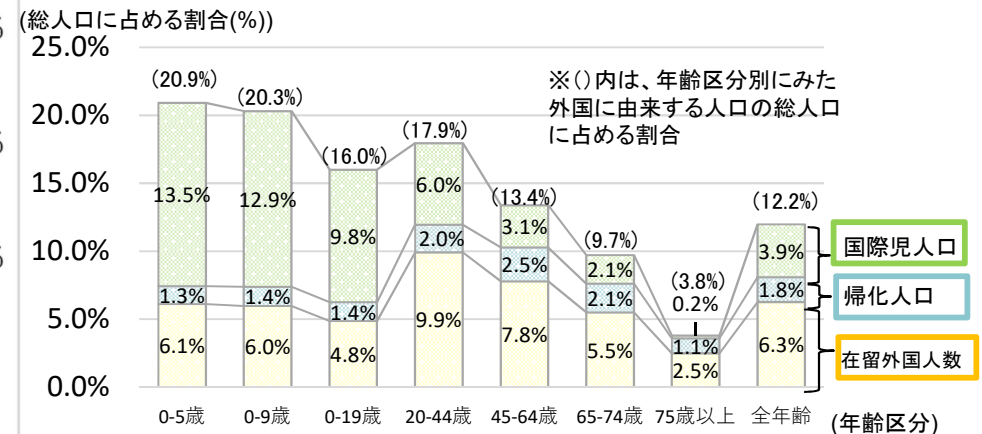
「外国に由来する人口」は2065年には総人口の約1割になる可能性

- 在留外国人数に帰化人口と国際児(外国籍の親を持つ子)人口を加えた、「外国に由来する人口」は、2065年には1,076万人となる見通し。これは、総人口の12.2%にあたる。
- 年齢階層別にみると、20-44歳では、「外国に由来する人口」が総人口の17.9%となる見通し。

外国に由来する人口の推移



外国に由来する人口の総人口に占める割合 (年齢区分別、2065年)



主要国における外国に由来する人口(対総人口比)

| | 2015年 | 2065年 |
|------|-------|-------|
| アメリカ | 22.5% | 56.4% |
| イギリス | 16.6% | 39.5% |
| ドイツ | 17.8% | 45.1% |
| フランス | 15.8% | 21.8% |
| イタリア | 12.7% | 40.1% |
| 日本 | 2.6% | 12.2% |

(出典)左図、右上図: 是川タ, 2018, 『日本における国際人口移動転換とその中長期的展望—日本特殊論を超えて』, 『移民政策研究』Vol. 10, pp. 13-28.

右下図: Giampaolo Lanzieri 「Fewer, older and multicultural? Projections of the EU populations by foreign/national background」,

Sandra L. Colby and Jennifer M. Ortman 「Projections of the Size and Composition of the U.S. Population: 2014 to 2060」, 是川氏推計値

障害者の全体的状況

- 身体障害、知的障害、精神障害の3区分について、各区分における障害者数の概数は、身体障害者436万人、知的障害者109万4千人、精神障害者419万3千人となっている。
- 複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ7.6%が何らかの障害を有していることになる。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)に基づき、駅などのハードの整備に加え、高齢者、障害のある人等の移動等円滑化の促進に関する国民の理解及び協力を求めること、いわゆる「心のバリアフリー」を国の責務として推進している。

障害者数(推計) (単位：万人)

| | 総数 | 在宅者数 | 施設入所者数 |
|---------|-------|-------|--------|
| 身体障害児・者 | 436 | 428.7 | 7.3 |
| 知的障害児・者 | 109.4 | 96.2 | 13.2 |
| | 総数 | 外来患者 | 入院患者 |
| 精神障害者 | 419.3 | 389.1 | 30.2 |

参考合計：964.7

注1：精神障害者の数は、ICD-10の「V精神及び行動の障害」から知的障害(精神遅滞)を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応している。
 注2：身体障害児・者及び知的障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。
 注3：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。
 注4：当該身体障害者数及び知的障害者数は、「生活のしづらさなどに関する調査」に基づき推計されたものである一方、精神障害者数は、医療機関を利用した精神疾患のある患者数を精神障害者数としていることから、精神疾患による日常生活や社会生活上の相当な制限を継続的には有しない者も含まれている可能性がある。

資料：
 「身体障害者」
 在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2016年)
 施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」(2018年)等より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成
 「知的障害者」
 在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2016年)
 施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」(2018年)等より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成
 「精神障害者」
 外来患者：厚生労働省「患者調査」(2017年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成
 入院患者：厚生労働省「患者調査」(2017年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

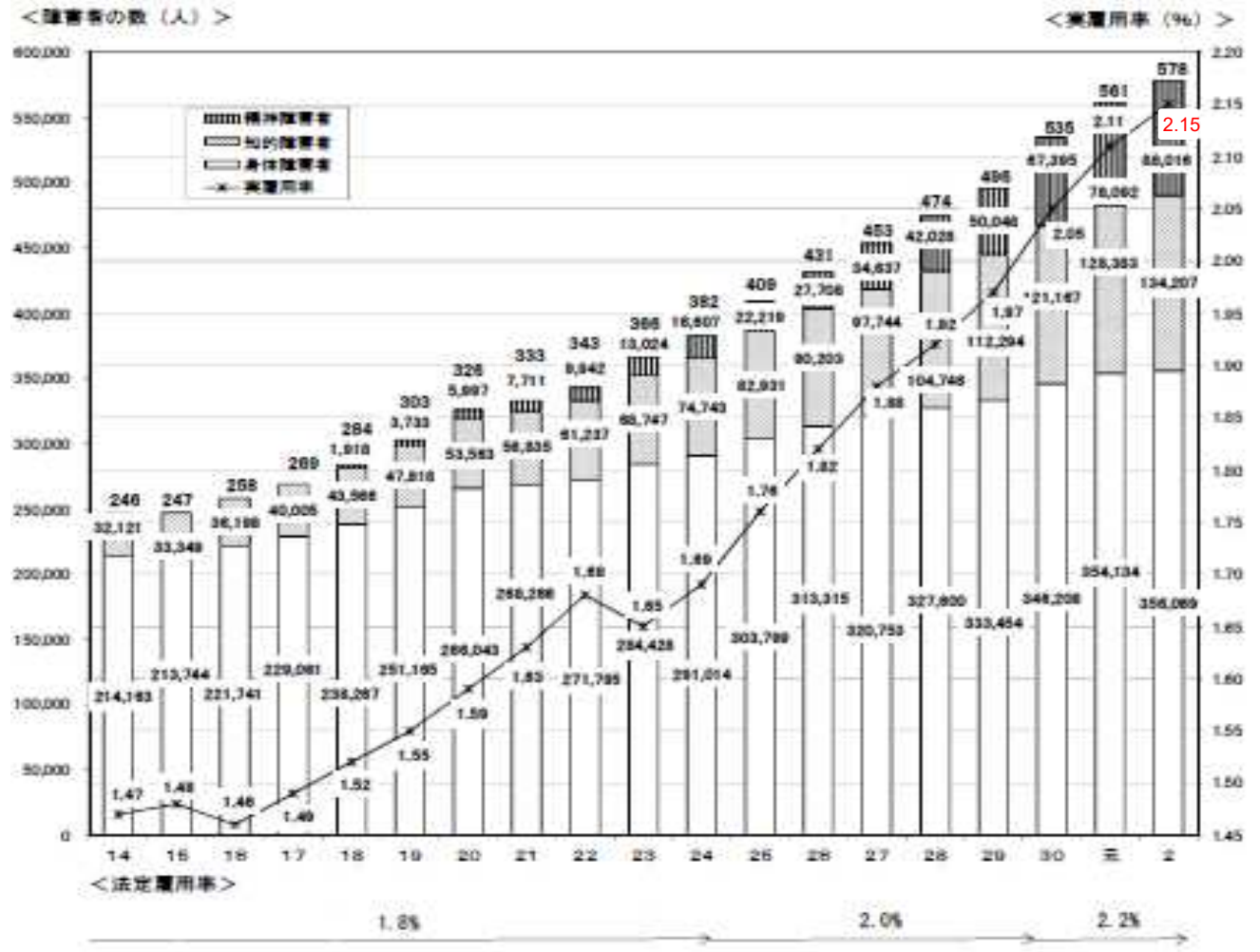
移動等円滑化に関する心のバリアフリーの推進 (啓発活動の推進等の例)



障害者の雇用状況

- 民間企業(45.5人以上規模の企業:法定雇用率2.2%)に雇用されている障害者の数は578,292.0人で、前年より17,683.5人増加(前年比3.2%増)し、17年連続で過去最高となった。
- 実雇用率は、9年連続で過去最高の2.15%(前年は2.11%)、法定雇用率達成企業の割合は48.6%(同48.0%)。

障害者雇用の状況(民間企業)



注1: 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模の企業)についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降平成22年まで
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者、精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年以降身体障害者
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者、身体障害者である短時間労働者(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)、知的障害者である短時間労働者(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)、精神障害者である短時間労働者(※)(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

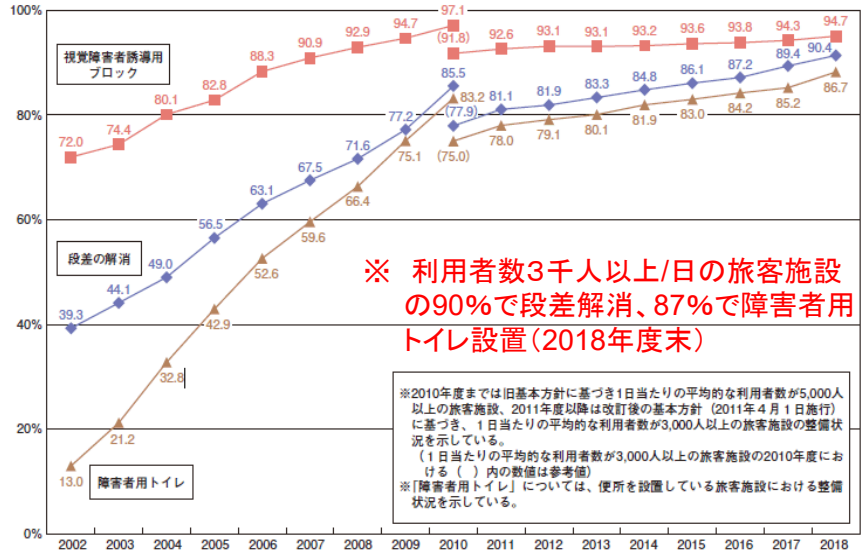
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3: 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

- ハード面のバリアフリー化を進める一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化。
- このような状況を踏まえ、2020年5月、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、優先席・車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進、市町村等による「心のバリアフリー」の推進等の措置を講ずること等を内容とした、「バリアフリー法」改正法が成立。

旅客施設におけるバリアフリー化の推移(2002~2018年)



注:「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、1日あたりの平均的な利用者数5,000人以上の旅客施設について、2010年までに原則100%バリアフリー化することの目標を設定した。目標期限が到来したため、基本方針を改正(2011年3月31日告示)し、1日あたりの平均的な利用者数3,000人以上の旅客施設について、2020年度までに原則100%バリアフリー化するという目標を設定した。

ソフト面における主な課題

- ①公共交通事業者等における課題
 - 例1) 車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。
 - 例2) 交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。(平成30年改正時の附帯決議)
- ②国民における課題
 - 例) 車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和2年法律第28号)の概要

改正法の概要

- 1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化**
 - 公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設(※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
 - 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
 - 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進
- 2. 国民に向けた広報啓発の取組推進**
 - (1)優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進
 - 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
 - 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加
 - (2)市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)
 - 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
 - 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助(※予算関連)
 - バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等
- 3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大**
 - 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

高齢者疑似体験

車椅子サポート体験

言語表記等のユニバーサルデザイン(「やさしい日本語」の例)

多様なバックグラウンドをもつ住民が増えている
 →多言語表記のみならず、「やさしい日本語」やピクトグラムの活用など、日本語も含めたユニバーサルデザインが必要。
 (日本に由来のある住民にとってわかりやすくなる等の効果あり)

※やさしい日本語とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語を指す。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの。



在留外国人の国籍・地域、公用語、人数(2019年12月)

※()内は2019年12月時点の総人口(126,144,000人)との比較。(四捨五入しているため、累計については表内の構成比の和と一致しない)

| 順位 | 国籍・地域 | 公用語 | 人数 | 構成比 | 累計 |
|-----|---------|-----------|-----------|-------------|-------------|
| 1 | 中国 | 中国語 | 813,675 | 27.7%(0.7%) | 27.7%(0.6%) |
| 2 | 韓国 | 韓国語 | 446,364 | 15.2%(0.4%) | 42.9%(1.0%) |
| 3 | ベトナム | ベトナム語 | 411,968 | 14.0%(0.3%) | 57.0%(1.3%) |
| 4 | フィリピン | フィリピン語・英語 | 282,798 | 9.6%(0.2%) | 66.6%(1.5%) |
| 5 | ブラジル | ポルトガル語 | 211,677 | 7.2%(0.2%) | 73.8%(1.7%) |
| 6 | ネパール | ネパール語 | 96,824 | 3.3%(0.08%) | 77.1%(1.8%) |
| 7 | インドネシア | インドネシア語 | 66,860 | 2.3%(0.05%) | 79.4%(1.8%) |
| 8 | 台湾 | 中国語 | 64,773 | 2.2%(0.05%) | 81.6%(1.9%) |
| 9 | アメリカ合衆国 | 英語 | 59,172 | 2.0%(0.05%) | 83.6%(1.9%) |
| 10 | タイ | タイ語 | 54,809 | 1.9%(0.04%) | 85.5%(2.0%) |
| 11 | 中国 | 中国語 | 813,675 | 27.7%(0.7%) | 27.7%(0.6%) |
| 12 | 韓国 | 韓国語 | 446,364 | 15.2%(0.4%) | 42.9%(1.0%) |
| 13 | ベトナム | ベトナム語 | 411,968 | 14.0%(0.3%) | 57.0%(1.3%) |
| 14 | フィリピン | フィリピン語・英語 | 282,798 | 9.6%(0.2%) | 66.6%(1.5%) |
| 15 | ブラジル | ポルトガル語 | 211,677 | 7.2%(0.2%) | 73.8%(1.7%) |
| 16 | ネパール | ネパール語 | 96,824 | 3.3%(0.08%) | 77.1%(1.8%) |
| 17 | インドネシア | インドネシア語 | 66,860 | 2.3%(0.05%) | 79.4%(1.8%) |
| 18 | 台湾 | 中国語 | 64,773 | 2.2%(0.05%) | 81.6%(1.9%) |
| 19 | アメリカ合衆国 | 英語 | 59,172 | 2.0%(0.05%) | 83.6%(1.9%) |
| 20 | タイ | タイ語 | 54,809 | 1.9%(0.04%) | 85.5%(2.0%) |
| その他 | - | - | 165,679 | 5.6%(0.13%) | 100%(2.3%) |
| 総数 | - | - | 2,933,137 | 100%(2.3%) | 100%(2.3%) |

上位10の国籍・地域の公用語だけでも9言語あります

| | やさしい日本語 | 多言語翻訳 | 備考 |
|----------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 理解できる外国人の範囲(数) | 住民 | ○(9割以上) ※残る約2割が最も情報弱者 | ・外国人住民にとっては両方あることが望ましい。 |
| | 旅行者 | ×(少ない) | ・観光情報は多言語翻訳が適する。 |
| 外国人への分かりやすさ | △(やや劣るが、対応言語数の制約を補完できる。) | ○(対応言語を母語とする外国人には最もわかりやすいが、対応言語数に制約がある。) | ・重要性が高い情報は多言語翻訳が適する。(やさしい日本語での補完が望ましい。) ・コストや表示スペース等の都合上多言語翻訳ができない場合はやさしい日本語で対応することが望ましい。 |
| 情報の正確性 | △(やや劣るが、具体的な事象については伝えられる。) | ○(抽象表現も伝えられる。情報量が多い場合に適している。) | |
| コスト | ○(翻訳費用を要しない。) | ×(翻訳費用を要する。) | |
| 即時性(すぐに対応できる) | ○(職員が臨機応変に対応できる。) | ×(翻訳者への依頼を要する。) | ・緊急性が高い情報や窓口対応はやさしい日本語が適する。(災害時等の重要な情報については、一定時間経過後は多言語対応が望ましい。) |
| 習得の容易さ | ○(外国語に比較して容易に習得できる。) | ×(正誤の判断ができず、間違っていた情報が流れ続けることがある。) | |
| 日本人への分かりやすさ | ○(日本人も理解でき、高齢者や障がい者などにも配慮した分かりやすい表現につながる。) | ×(併記することにより日本語の部分の視認性が低下し、分かりにくくなる。) | ・看板や案内表示に多言語翻訳は適さない。(英語併記が適する。) |

出典:「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」出入国在留管理庁・文化庁

出典:「外国人への情報提供ガイドライン」宇都宮市

平成2年の入管法の改正により、自動車産業が盛んな本市では、南米の日系人を中心に外国人市民が急激に増加し、平成20年には1万人を超えた。その後、リーマンショックを契機に一時減少したが、ここ数年再び増加傾向にあり、本年10月末現在8,696人、総人口の4.35%となっている。国籍別では、ブラジル、ペルーが全体の約半数を占め、次いで中国、ベトナム、フィリピンなど、アジア諸国からの外国人市民が増えてきており、外国人市民の定住化、多国籍化(現在56か国)が進む中、さまざまな分野で取組を進めている。

行政窓口での取組

タブレット端末を用いた
多言語通訳システムの試験導入

多言語への対応を行うとともに、ポルトガル語、スペイン語の通訳職員を補完

- ・13言語に対応
- ・タブレット端末4台
- ・夜間・休日窓口や庁舎外での使用も可能



災害時支援の取組

外国語版防災マップ
(大雨や地震)

- ・市内を10地区に分けた防災マップの英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語版を作成
- ・転入手続きの際に窓口で配付
- ・ホームページにも掲載

避難場所の電柱看板
(広告付き)

- ・災害協定により、企業等の広告主を募り、避難場所を明示した案内看板を電柱に設置
- ・英語、ポルトガル語、スペイン語の表記のほか、ピクトグラムでも表示
- ・標高も表示



私立保育園での取組

- ・児童や保護者への対応のため
 - ポルトガル語、スペイン語の通訳や保育士を配置
 - 中国語の通訳を配置
 - 保育補助員(ペルー国籍、ケニア国籍)の配置
 - 英語ができる人材の配置
- ・通訳等の人材確保が困難な園 → 翻訳機の活用



各園での母国語への理解

児童・保護者の安心感

市内小中学校での取組

JSLバンドスケールの活用
早稲田大学大学院開発
平成20年からJSL児童生徒全員に実施

- 聞く
- 読む
- 話す
- 書く

就学へ

高校進学

就職へ

日本語を第一言語としない外国人児童生徒(JSL児童生徒)の日本語能力を測るものとして、JSLバンドスケールを市内小中学校で導入。4つの項目の日本語能力を把握し、そのバンドスケールを基にした個別の指導計画を作成。きめ細かな指導を実現。